

論題：「私たちにとって『売買春』とは何か  
— 歴史的視点から —」

2004 年度 卒業論文

指導教員：加藤 秀一

学籍番号：01SG1055

氏 名：大川 直美

## 目 次

序章 本論文の課題と構成	2
1) 売買春をめぐる議論	
2) 本論文の課題	
3) 本論文の構成	
4) 売春の定義について	
第一章 中世の売買春—売春嫌悪は普遍的か—	8
第二章 近世の売買春—売春嫌悪の確立と脱性道德的売春観—	11
第一節 売春嫌悪の確立	11
第二節 売春嫌悪と多元性	12
第三節 脱性道德的売春観	13
第四節 近世から近代へ—新たな展開—	14
第三章 近代売買春—近代的性道德の萌芽—	16
第一節 近代国家と脱性道德売春観	16
第二節 廃娼運動と近代的性道德の萌芽	22
第四章 戦後売買春—近代的性道德の普及と売春防止法—	30
第一節 戦後の売買春政策	30
第二節 女性運動と売春禁止の論理	36
第五章 「売春」の勝利—近現代の言語分析—	44
終章 結論	47
第一節 私たちにとって「売買春」とは何か	47
第二節 売買春の是非	51
おわりに	56
参考文献・注釈	57

## 序章 本論文の課題と構成

### 1) 売買春をめぐる議論

#### 〈売春嫌悪という前提〉

売買春に対し、「一般」の人々はどのような意識を持っているのだろうか。1985年の「性意識に関する世論調査」によると（ここでは売買春ではなく、売春としている）、「許せない」が64.6%、「よくないが大目に見てもよい」が27.4%、「なんらとがめることはない」とするものがわずかに4.9%にとどまっており、許せない理由は、「社会風俗環境が悪化するから（25.1%）」「青少年に悪い影響があるから（21.4%）」「社会の性秩序が乱れる（18.2%）」「女性が被害者であり、人間として対等に扱っていないから（16.8%）」「まじめに働く女性にとってよくないから（12.6%）」「性病の予防にとって悪いから（5.3%）」（六者択一）となっている(1)。また売買春の処罰に関しては『中山研一によれば「現在（一九八七年頃…筆者）でも、売春をしたものをすべて処罰するほうがよいと考えている者が四五・七パーセント」「売春の相手となった男子を処罰した方がよいとする者は実に六六・七パーセントに達しており、しかも増えつつあるとさえいわれる。単純売春の不処罰という法の趣旨は、国民世論のレベルでは必ずしも定着せず（後略）」』(2)と指摘している。

次の資料では、売買春の是非の理由は残念ながら分からないが、買春・売春と分けて是非を問うもので、比較的新しい性意識調査の結果である(3)。全体のパーセンテージと男女世代別のパーセンテージが載っている資料から自分でさらに手を加えたものを使用する。男女別のパーセンテージや肯定派と否定派の割合については、資料の数値を処理した（小数第一位四捨五入）。

#### i) 買春に対する意識

「お金を払ってセックスする（買春について）」に対する選択肢は「1. かまわない」、「2. どちらかといえばかまわない」、「3. どちらかといえばよくない」、「4. よくない」、「5. 無記入」という選択肢になっており、男女ともに16~19歳、20代、30代、40代、50代、60代と世代別分類されている(以下同様)。全体として、買春に対して否定傾向である。選択肢1,2を選んだ人の割合合計を肯定型、3,4を否定型とするとより顕著で、前者が16%に対し後者は72%で圧倒的である。また、ジェンダー別に分けて割合を見てみると、男女の間にはかなりの差が出てくる。女性の方が否定傾向に集中しているのに対し、男性の場合は比較的分散している。

## ii) 売春に対する意識

売春に関しては買春に比べ、否定型に票が流れ、選択肢4を選ぶ者が増えた。選択肢1,2を選んだ肯定型は12%、3,4を否定型は74%となった。このことは、買春より売春の方が許容度が低いことを示している。

以上見た通り、現代の私たちの大多数が売買春に対し、「売春はわるいことである」という認識を共有しているのである。

### 〈売買春是非をめぐる二つの困難〉

私たちは一般に「売春はわるい」という認識・常識をもっている。そのことを私たちは「自明のもの」としているので、「なぜ売春はわるいのか」ということを考えてもみない。もしそう聞かれたなら「悪いに決まっているから」「あたりまえ」と答えるかもしれない。しかしこれでは答えになっていないということは言うまでもない。「なぜ人を殺してはいけないの」と聞かれてとき、「悪いに決まっている」という身体感覚を私たちは有しているが、いざ理由を問われると言葉を失ってしまう。私たちは売春に関しても、殺人のそれと同じような感覚に陥るのではないか。これを鋭くついた、売買春をめぐる二つの議論がある。

#### i) 「売春のどこがわるい」／「よりよい性の商品化に向けて」

『フェミニズムの主張』という論文集の中で、私たちの一般的な売買春認識に疑問を投げかける二つの論文が発表された。一つ目は橋爪大三郎の「売春のどこがわるい」、二つ目は瀬地山角の「よりよい性の商品化に向けて」で、この二人の議論の共通点は以下の二つである。

①売買春そのもの（売春自体）を否定することはできない、②当事者の自由意思・合意に基づく売買春を否定できないというものである。

橋爪は①「売買春自体を少しも悪いものと考えることはない。それがおぞましく見えるのは、副次的な効果である(4)（下線大川）」といい、「反売春の言説は売春の周辺部を論難してきただけではないか(5)（下線大川）」と問題提起する。「売春に搾取や加害／被害関係はつきものなため、売春を古典的な批判はいつもこの点をやり玉にあげてきた。しかしそれでは売春そのものを批判したことにはならないのではないか？(6)（下線大川）」。そして②「売春行為は、一般の犯罪と異なって、双方の“合意”にもとづいた社会関係である。被害者のいない「犯罪」なのだ(7)（下線大川）」として自由意志による売春を否定できない

と言う。

他方の瀬地山は①「性の商品化そのものが（本質的に）性差別的であつたりはしない。(8)」「性の商品化自体が問題なのではない(9)」とし、売春に「悲惨な状態があるとすれば、それは労働条件の改善問題である。いずれも現在の売春にまつわる問題（「女性を対等に扱っていない」や「悲惨な状態で働いている」等、注釈大川）を取り上げてはいるが、金銭を媒介とする性関係そのものに本質的にもなう問題ではない(10)」という。そして②「合意のもとに金銭を媒介として行われる性の情報・行為の交換をいったい誰がどういう理由で否定できるのだろうか(11)」。

私たちは「人身売買」「搾取」「性差別」「人権侵害」「劣悪な環境」等を理由に売春を否定するとき、「その問題が解決されたら、売春そのものを否定できないじゃないか」と問いかけられるのだ。

「売春そのもの」という問題が提起された。

#### ii) 「セックス・ワーク」という主張

売買春については古くから多くの人によって議論がなされていたが、当事者である売春女性が自分の仕事である、売買春について語るということは、ありえなかった。多くの人々が「自分自身について話すなど、性労働者にはできるはずがないと信じ(12)」られてきたからである。

しかし近年、当事者である売春女性が、売買春について声を上げるようになってきたのである。実態を知らない「一般市民」に自分たちの仕事のことを勝手に言わせず、自分自身で現状の売買春問題を提起し、改善していこうという、売春女性の当事者運動が始まったのである。以下は彼女たちの売買春に対する主張である。

その主張は、①売春の非処罰化、②売春は労働であり、売春婦たちは労働者である、③性の自己決定権には売春することの決定権も含まれている、④売春婦は性的サービスを売っている（つまり、体や性そのもの、あるいは性の自己決定権そのものを売っているわけではない）というものである。このような主張の背景には、職場や警察等で不当な搾取や暴力が起きたとしても、売春が「犯罪」であるがゆえに、それらの抑圧に甘んじなければならぬという現状がある。

しかし、これらの主張は新たな困難を呼び起こした。売買春に対する主だった批判の中に（特にフェミニズム）、「売春は女性に対する性暴力」「性的搾取」、あるいは「女性を物のように扱う」とし、売春女性はその「被害者」「犠牲者」と捉えられるものがあつた。この

ようなロジックは、売買春（特に買春）を問題化することができる上に、売春女性を批判しないですむ。つまり「女の連帯」という観点から、非常に有効であったのだ。

しかし売春女性たちは、『売春は労働であり、セックスワークを権利として認めよ』『売春の性の自己決定の行使である』という主張をし始めた(13)のだ。これによって売買春自体に対する、あるいは自由売春に対する批判が困難になるという結果を招いた。

## 2) 本論文の課題

このような売買春の是非をめぐる根本的な問題に直面する中、一体何を考えるべきであろうか。

まずありうる方向として、[1] 橋爪や瀬地山が指摘した①売買春そのもの（売春自体）を否定することができるか、②当事者の自由意思・合意に基づく売買春を否定できるかという問題を考えるということである。しかし、私は過去や現在の売買春がどうであったか、またどうであるかということ放置したまま、「周边的」問題のない「売春そのもの」というものを想定し、売春の問題を考えるべきではないと考えるので、この方法は採らない。

[2] としては、売春を非処罰化すべきか、売春は労働かということについて議論するということがある。これは現実の売買春の問題を提起し、解決する上で、非常に重要な論点である。これらの諸問題を解決するために売買春を、労働として正式に認めることは、有効な手段であるに違いない。しかしこれはあくまで現実的な判断としてであり、売春が本質的に「労働」であるかということは、議論をして分かることではないし、またその必要性もあまり感じられない。それは目的が本質的に労働であるか否かを判断することではなく、現実の問題を解決すること自体にこそあるからだ。

このように [1] [2] は直接問いかけられている問題について、考察するというものであるが、そうでない [3] がありえる。それは、私たちにとって「売（買）春」という問題がどのようなものであるのか、そもそも「売春」について考えるということは、何について考えることなのかというレベルの問いである。つまり、私たちが売買春について自明のものとしている領域にメスを入れ、私たちの立ち位置について思考するというものである。現実の売買春の実体がどうなっているのかという問題と同時に、「売（買）春」が私たちにあってどのように価値付けられ、形成されてきたものなのかという、ものの枠組み自体を問題にすることが重要である。つまり、売買春にまつわる現実の問題（セックスワーカーの人権問題や労働条件等）と、私たちの「売（買）春」という「社会的現実（私たちが売買春をどのようなものとして認識しているか）」の両面を加味した上で売買春の是非

を考えなければならないのだ。

したがって本論文の課題は、私たちの「売（買）春」という、「社会的現実」の基礎となっている部分である、売買春の歴史的視点から、私たちの「売買春」という視野そのものを成り立たせているものが何なのか、そしてそれはどのように形成されてきたのかを明らかにすることである。当論文では、特に「売買春」の「社会的現実」の中から、売買春に対する嫌悪・罪悪感というネガティブな側面を中心に扱いたいと思う。

### 3) 本論文の構成

本論文は全部で5章の本論と結論である終章によって構成されている。

第一章では、中世の売買春—売春嫌悪は普遍的か—と題し、売春にまつわるネガティブな感情の歴史性について考察する。

第二章では、近世の売買春—売春嫌悪の確立と脱道徳的売春観—と題し、中世から徐々に広まってきた売春嫌が脱性道徳的であったこと、さらに多元的であったという近世の特性を中心的に考察した上で、近代に近づくにつれて徐々にそのあり方を変えていく様子を記述したい。

第三章では、近代の売買春—近代的性道徳の萌芽—と題して、前半は近代国家の売買春政策がどのように進められ、またそれがどのようなロジックのもとに行われていったのかということを中心に考察する。後半は売買春を性道徳の観点から批判するという新たな売買春観の表れであった廃娼運動がどのような論理をもって運動を展開し、またそれらが今の私たちの売買春観にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにする。

第四章では戦後の売買春—近代的性道徳の普及と売春防止法—と題し、近代の廃娼運動家から現れてきた近代的性道徳が、戦後、国家の売買春政策にも根を下ろし、その結果として「売春防止法」が制定されるまでを取扱う。後半はその「売春防止法」が制定されるまでの間、売春を禁止する法律を制定しようと奔走してきた女性運動について扱い、彼女たちはどのような売買春観をもって運動に励んできたのかを分析し、それが「売春防止法」に与えた影響を考察する。

第五章は、「売春」の勝利—近現代の言語分析—と題し、近現代の売買春をめぐる言説の遷移を記述し、「売春」という私たちの問題を構成する言葉が、採用されるまでをまとめた。

これらの議論を踏まえて、終章では私たちにとって「売（買）春」とはどのような問題なのか考察する。つまり「売（買）春」という私たちの「社会的現実」がどのようなも

のとして構成されてきたのかを考えるのである。そして、現在の売買春が直面にている売買春の是非について記述する。

#### 4) 「売春」の定義について

これから歴史を見ていく上で、現代の私たちが売買春の問題を取り扱うときに使用している、「売春」や「売春婦」という言葉（概念）の近似概念について調べていく。これは私たちにとって「売買春」とはどのような問題かを考える上で、非常に重要になるからである。また、それが指し示す行為も当然扱う。そのためには「売春」の定義が必要になってくる。

しかし、しばしば売買春の歴史を扱うとき、その定義に無自覚で、自明のこのように私たちの世界観である「売春」を、歴史の中に探し出し、過去の世界を分節化するということが行われてきたようだ(14)。これを踏まえて曾根ひろみは、売春の定義を「売春防止法」第二条の「対償を受け、また受ける約束で、不特定の相手と性的関係をもつ」ことを採用している。「すなわち、①相手を選ばぬ不特定の相手との性的関係であり、②その行為が恋情・情愛に基づくものではなく、金品なりの供与を目的としたものである」(15)。

しかし私は、意図的に日常的意味を修正している法律用語の「売春」ではなく、私たちの「現実」としての「売春」をより明確にしたいので、「売春防止法」の定義ではなく、辞書から組み立てたいと思う。調べた辞書は六つで

「女性がおかねのためからだを売ること。」(16)、

「女性が金品を得ることを目的として、不特定の男性と性交すること。」(17)、

「女性が不特定の男性と性行為をすることによって報酬を得ること。」(18)、

「女性が不特定の男性と性行為をして報酬を得ること。」(19)、

「金を得るために女性が男性と性行為を行うこと。」(20)、

「女が金品などの報酬を得るために不特定の相手と性交すること。」(21)

となっている。主語が「女性」、六つ中六つ、対償（「お金」「金品」「報酬」）についての記述、六つ中六つ、「不特定」六つ中四つ、述語が「男性」六つ中四つ、性行為（「からだを売る」「性交」等）についての記述、六つ中六つ、という結果から以下のように定義した。売春とは「女性が報酬を得るために、不特定の男性と性行為をすること」である。



## 第一章 中世の売買春—売春嫌悪は普遍的か—

序章で見たように、現代私たちの多くが、売買春に対してネガティブな意識をもって  
いる。これは当たり前のように見えるが、はたして普遍的なことであろうか。

売買春にまつわるネガティブな感情を、「売春嫌悪」と名づけ、売春行為や売春女性、売  
春業がどのように呼ばれ、どのように扱われていたのか、その社会的地位を通して、売春  
嫌悪の遷移を見ていく。

現在、売春女性や売買春に対する見方に大きな変動が起こったのは、中世ではないかと  
考えられている。網野善彦によると、売春行為をしていたと考えられている遊女・白拍子  
等は、特に鎌倉末期から室町初期の13世紀後半から14世紀を境に、劇的にその地位を  
低下させ、ついに社会的な賤視のもとに置かれるようになったと分析している。

### 1) 平安期から鎌倉期にかけて

ではその変動が起こる前の遊女や白拍子等ほどのような存在であったのだろうか。現在、  
遊女や白拍子らは天皇や朝廷と結びつきの強く、「性=聖」的な存在であったということが  
分かりはじめている。その証拠に、平安後期から鎌倉期にかけて、公史料である第一次史  
料に、極めて多くの遊女や白拍子が確認できる。しかも現代のように、警察などの取り締  
まり対象でなく、堂々と「表舞台」で活躍している姿が記されている。

当時の遊女・白拍子らは女性職能民集団として、「長者に率いられた座的な組織を持ち、  
西日本は水辺の津・泊、東日本はクグツとも言われて宿々に拠点を置き、京・鎌倉との間  
を遍歴する(1)」形態をとっていたが、「公廷」(主に内教坊という朝廷官庁)に所属し、宮  
廷行事の際に呼び出され、奉仕していた。

また天皇の子を産んだ遊女や白拍子もいる。後白河法皇は江口の遊女との間に皇子をも  
うけ、その子が承仁法親王である。そして、この皇子は高倉天皇の養子として養育されて  
いることから、「遊女腹」でも差別されていない(2)。法皇だけではなく、遊女の中に生ま  
れた公卿たちも多くいる。鎌倉時代の「公卿補任」には、母が遊女・白拍子であることが明  
記されている(3)。

さらに遊女が朝廷の女性官人である女房になった例もある。前述した後白河法皇の子を  
産んだ、江口の遊女は後宮入りし、従二位の女房(一騰丹波局)になり、後鳥羽の寵愛を  
受けた白拍子の亀菊も、伊賀局という女房になっている。これは遊女から官人への出世で  
はあったが、網野は両者に決定的な分断はないとして当時の遊女と女房の連続性について

指摘している。まず遊女の「女房的」側面についてだが、勅撰和歌集には遊女の和歌が採られている。このことから、遊女が天皇と近い地位にいたこと、識字層であったこと、勅撰和歌集に選ばれるほど和歌にたけていたことが分かる。これは極めて女房に近い。

逆に女房の「遊女的」な側面についてだが、『とぼずがたりの』の作者である、後深草二条は「後深草だけでなく、亀山、西園寺実兼、法助法親王、鷹司兼平など、多くの男性と交渉を持っている」(4)。このようなあり方は、二条に特有のものではなく、和泉式部をはじめとした多くの女房に見られる。当時の遊女は、各地を遍歴する女性職能民であったが、先ほどの女房二条は宮廷を離れた後、東国・西国へ旅にでていた。このような女房と遊女の共通性から、網野は「遊女が宮廷の女性官人を、少なくとも一つの重要な源流としていたと推測することは、十分可能」であると分析している(5)。それだけではない。平安時代の『遊女記』には、遊女の祖は皇妃・皇女であったという伝承が残っている。それが鎌倉期以降になると、小松(光孝)天皇(830~887)の皇女を遊女の祖とするようになる。室町時代の『正源明義集』にも「先祖、小松の天皇娘宮、玉別・加凌・風芳と有りけり。江口・神崎・室・兵庫の傾城はこのすえなり」と記している(6)。江口や神崎の遊女が「江口方」「神崎方」として公的に宮司に把握され、天皇とゆかりも深く、名門家の出身であることもあったことから、それほど場違いな伝承ではない。

以上のように平安後期から鎌倉期においての、遊女・白拍子は決して社会的に地位が低く、蔑視される対象ではなかったことがわかる。むしろ高度な芸能と「聖なる性」(7)を売る職能民であった。つまり、売春女性や売春に対する蔑視は自明のことではないということである。しかしこのような批判があるかもしれない。史料には記述されていないだけで、実際には蔑視されていた下層の売春女性がいたのではないかと。確かに史料にないということは、歴史上に存在しないということの意味しない。むしろ、史料に残っているものの方が歴史のごく一部である。しかし、高級・下級問わず、「売春婦」というカテゴリーでくくり、それらすべてを嫌悪の対象にする近現代のあり方とはおよそ異なる。売春行為をしていながらまったく蔑視・排除されないどころか、きわめて地位の高い売春女性がいたことは紛れもない事実である。

## 2) 鎌倉後期から室町へ

以上のような状況は、鎌倉後期から室町初期にかけて一変する。天皇に仕え、自立性の高い女性職能民集団であった遊女・白拍子等が、定住化し、管理売春の兆しが見え始め、檢非違使という警察兼検察官のような公権力の統括下に入り取り締まられるようになる。

売春女性の名称も辻子君、地獄辻子、加世辻子（加世とは貝のことで女性器をさしている）と推測されている）、傾城、立君と明らかにネガティブな意味合いを呈し始める(8)。

どうしてこのような劇的といえるほどの地位の低下が起こったのだろうか。これについて論じられるものを持ちあわせていないが、網野によれば天皇の権威失墜が大きいのではないかという(9)。遊女・白拍子等の地位は天皇によるところが大きかった。天皇の社会的地位は、鎌倉・室町期に紆余曲折を経て低下していった。ちょうど遊女・白拍子等の地位低下と同時期である。また興味深いことの、「非人」の地位にも同様の変化が起きている。

「非人」は「穢れ」を清める仕事や儀式にかかわる職能民として、(鋳物師や鍛冶という名称で) 天皇や(祇園社の犬神人や延暦寺の寄人などのように) 神仏に仕えていたようである。つまり賤視だけではなく、神仏・天皇の聖性もまもっていた。この「非人」も同時期に地位を失墜させている。天皇に属していた遊女や「非人」が同時期に失墜していることから、天皇の失墜が関係しているのではないか(10)。

また遊女や「非人」だけではなく女性の地位低下や、「性」に対する意識の変化(性の不浄視が表れてくる)、「不浄」「穢れ」自体の変化(「穢れ」と賤視の融合)等も関わっているのではないかと指摘している(11)。

このような変化を経て、近世においては売春女性や売春業に対する「不浄視」と賤視は固定化され、遊里は「悪所」と呼ばれるようになる。

売春の失墜と売春嫌悪は、どのようなメカニズムで進んでいったかは、まだ推測の域をでていないが、中世の鎌倉末期から室町にかけて生じてきたことは確かである。

## 第二章 近世の売買春 —売春嫌悪の確立と脱性道徳的売春観—

中世の鎌倉後期から室町にかけて生じてきた売春業、売春女性に対する嫌悪（売春嫌悪）と賤視は、近世において一般化・固定化する。ここでは、中世から始まった売春嫌悪がどのように変遷、あるいは安定していたかということ、さらに売買春に対する公権力の対応・庶民の態度、売春行為・売春女性の名称の検討、と通じて、近世的売春嫌悪がどのようなものであったかを明らかにする。

### 第一節 売春嫌悪の確立

中世から徐々に浸透してきた売春嫌悪は、近世に入り一般化し、確立期に入ったと見てよいだろう。しかし近世には始めて成立した公娼制によって、あらたな売春嫌悪の軸も生まれてくる。

1612年、庄司甚左衛門が江戸各地の遊女屋を一ヶ所に集め営業することを願い出たことから近世公娼制は始まる。幕府はこれを許し、1617年の「傾城町被仰付候節御書付」の触書によりここではじめて、「傾城町之外、傾城屋商売不可致」と、幕府の公認の遊郭として保障され、傾城屋商売を独占し、保護を受けるようになるのである。

この遊郭は「悪所」と呼ばれ、不浄視されていた。そのため、遊郭の建築には一般の大工がかかわることはなく、「不浄」な遊郭の建物は青屋大工という特殊な大工が建築した。また売春女性である遊女も、時に「畜生」「畜類」(1)と呼ばれ、蔑まれていた。田水金魚の「淫女皮肉論」(安政7年/1778年)(2)では「淫女」で、「ケイセイ(傾城)」と読ませている。曾根ひろみが指摘しているように、「『淫』には『礼を失す』『色を貪る』『みだり』『ほしいまま』等々の意味があり、倫理的な価値基準からいえばあきらかに負の価値しか持たない言葉である(3)」。売春女性をさす「ケイセイ」を「淫女」と記していることから、売春女性に対する賤視ははっきりしている。また文中にも、深川の私娼である女性が自分の境遇について、「くるわへ引かれ大もんで。五丁まちへ。わりわたされ。あづかり屋のうきすまひ。買女買女(4)といやしめて。猿をみるやうにするとやら(下線大川)」と賤視されていることが分かる。しかし、このような賤視が私娼公娼全体に向けられていたかどうかは分からない。

## 第二節 売春嫌悪と多元性

### 1) 売春嫌悪と階級性

中世的な売春嫌悪が浸透し、一般化したといっても、それは売春女性全体に及ぶものではなかった。近世初頭の『名女情比』(1681)は婦道を説く、教訓的性格をもつ書物であるが、模範女性として挙げられている27人中7人が遊女である。このことは単に賤視の対象であったわけではなく、人々に尊敬される遊女もいたのである。

今私たちは売春や売春女性に対して、それほど多くの名称を持っているとは思えないが、近世では遊女の階級ごとにきわめて多種の名称が用いられている。公娼の中だけでも「太夫、花魁、格子女郎、局女郎、天神、部屋持、散茶女郎、呼出、昼三、付廻、切見世」等々、私娼でも宿場の飯盛女や風呂屋の湯女、最底辺の街娼である、夜鷹や惣嫁、また芸やその他表看板をもつ、芸子や比丘尼、綿摘み女など驚くほど階級的で多元的である。とても「売春婦」のようにひとくくりにはできない。

### 2) 売春嫌悪と分断の不在

近代になると売春女性／一般婦女というような女の分断が起こってくる。これは単なる「分類」などではなく、決定的なる精神的・物理的分断を伴い、売春女性はスティグマを負う。しかし、近世はこのような分断を伴わない。

近世でも売春女性／一般婦女とよく似た概念はあるが、それは「分類」であっても「分断」ではない。梅暮里谷峨の「白狐通」(寛政12年/1800年)では「女郎だつて実のねへものかなそういつても今どきの地女は油断がならねへ(下線大川)」(5)とある。女郎は売春女性の意であり、地女は素人女の意である。したがって女郎／地女という構図ができあがるが、「年が明ければもう素人(じもの)の評になります」(6)といった具合に年季奉公が明ければ、素人女の評価になるといっている。両者は連続的で行き返り可能なものであり、ここに「分断」はない。

1690年に来日したオランダ人のケンペルは『江戸参府紀行』の中で、「かかる娼妓にして、既に年季を過ぎ、幸にして公正なる市民と結婚するならば彼女等は自らその倫落失行に責任あることなく、(省略)公正なる婦人として認められ(下線大川)」ていると述べている。またイギリスの初代駐日公使であるオールコックも『大君の都』の中で、「一定の期間の苦役がすんで自由のみになると、彼女たちは消すことのできぬ刻印を押されるようなこともなく、したがって結婚もできるし、そしてまた実際しばしば結婚する(省略)婦人たちは人生のはじめの何年間にわたる異常な常態を普通の婚姻関係の中に消滅させてしま

うのである（下線大川）」(7) という。売春女性に対する嫌悪や賤視があるからといって、売春女性がその行動を道徳的に責められないこと、一般社会に復帰し結婚もできること、売春に携わっていたことによってスティグマを負わされないことが分かる。売春が性道徳としっかり結びつき、女の分断が生じている西欧人から見て、日本の売春女性と社会の関係は奇怪そのものであったろう。

### 第三節 脱性道徳的売春観

第二節からも、売春嫌悪があるといっても、それが売春行為に対する性道徳的批判から生ずるものではないと分かる。ここでは公権力と庶民がどのように売春行為を見ていたのか注目したい。

#### 1) 公権力

近世に入って、幕府は売買春に公娼制度を導入している。近世公娼制とは幕府が公認の遊郭を保護・保障し、傾城屋商売を独占させることである。つまり「売春という名のもとでの同一行為を一方では保護、統制し、一方では罪人として扱うということである(8)」。これはまさに幕府が売買春行為自体に何の倫理・道徳的な判断をしていない証拠である。

では公娼制の目的とは何か。曾根が指摘しているように①治安維持、②風俗統制、③経済的動機にあっただろう。このような目的から、「どこで営業するか」という地域・区域の限定こそが幕府にとって重要であったのだ。したがって私娼も取り締まりは「公許の場所」以外で売春を行ったから「悪い」のである。事実、私娼は逮捕されると吉原に送られ、三年間の強制売春を仕置きとしてさせられた。売春の罰として売春させるなど、今の私たちから考えもしないことであるが、売春の地域・区域こそが重要である幕府としては当然の処罰である。ここでも幕府が売春行為に対しまったく道徳的判断をしていないことが明快に示されている(9)。

#### 2) 民衆

庶民についても脱性道徳的売春観を確認することができる。

下総国の百姓は遊女屋の取り潰しの嘆願のなかでは、「本城遊女屋有之候故、自然と村々悪風ニ罷成難渋仕、(省略) 農業も自然と手薄罷成、往々御田地亡所可相成哉、百姓共も必至と困窮仕、退転もの多御座候二付、村々大勢之もの難儀仕、両所之遊女屋取潰し相願呉候様」(10)と悪習が村に広がるとして、嫌悪を示している。これは一見道徳的な視点に見

えるがそうではない。これは風俗上の問題であって、性道德からなる売買春自体に対する批判ではない。

逆に売買春を認める論理はどうであろう。経世家の佐藤信淵は『経済要録』のなかで海港を修めるために「妓女娼婦の数を置くこと禁ぜずして、広く諸国の海船を奏会せしむべし、(省略) 妓女娼婦も無きときは、其の港自然に不繁昌に為る者なり(11)」として経済論理から売買春の必要性が説かれるのである。その他にも「町方・宿方之繁荣」「渡世上下之潤い」という論理で売買春は是とされている。

#### 第四節 近世から近代へ—新たな展開—

##### 1) 売春女性の「売女」化

曾根によれば、「売女」という語は、現代の「売春」に相当する語であるという(12)。これは「はいた女」で売春女性を示すという初期の用法から、導いた推測であるが、「はいた女」自体がもっぱら私娼問題に使用されてきた経緯から考えると「売女」は私娼や私娼行為を貶めている言葉ではないかと考える。近世公娼制の下、私娼は「隠売女」と呼ばれ取り締まられ、1800年頃になると、「隠売女」と「売女がましき者」という新しい区別が生じ、私娼は細分化されはじめるが、いずれも「売女」を使用している。このときの「隠売女」は深川等の岡場所で売春行為のみを行う私娼をさし、「売女がましき者」は表看板をもった私娼のことをさしているようである。

しかし、幕末の19世紀半ばになると「今世遊女傾城うかれ女等の名唯文上に云うのみにて京坂上品妓を太夫次を天神と云吉原にて『おいらん』と云其以下は京坂にて「おやま」「ひめ」等を以て通称とし江俗は『おいらん』以下を惣て女郎と云極卑しめては三都ともに「ばいた」売女也(13) (下線大川)」となって、私娼公娼問わず、売春女性全体を卑しめる意で「売女」が使用されるようになる。ここでは近世初期の階級性は薄らぎ、売春女性全体として地位を落とし賤視されるようになっただけでなく、売春女性をひとまとまりで捉える「売春婦」のような視点が登場してきたということが分かる。

また実体としての売春女性も下層化していった。これを公娼の名称の変化からこれらを見ていきたい。公娼制当初、遊女の階級は「太夫」「端女郎」のみであった。当時、上方の芸能女性が「太夫」と呼ばれていたことから、「太夫」は高度の芸能を身につけた遊女のことをさす語であった。それに比して安価な売春女性を「端女郎」という。寛政17年(1640)

には「端女郎」が「格子女郎」（あるいは「天神」、「部屋持ち」）と「局女郎」とに別れ、三つの階級となる。寛文8年（1668）には、私娼の風呂屋湯女が大量に吉原に送られる「風呂屋くずれ」が生じ、「格子女郎」と「局女郎」の間に新たな「散茶女郎」が入り、この元私娼の「散茶女郎」の参入で、他の遊女は値下げを余儀なくされる。以後も私娼は吉原に送られつづけ、高度の芸能を身につけた高級遊女である「太夫」「格子女郎」は享保年間（1716~35）で姿を消す。そして、元私娼の「散茶女郎」から「呼出」「昼三」「付廻」が派生し、その下に「梅茶女郎」、「局女郎」が変化した「切見世女郎」が続く。つまり、私娼の公娼化が、吉原内に価格低下競争をもたらせ、私娼に引っ張られるかたちで、公娼の下層化が徐々に進行していったのである。この価格競争に耐え切れず、芸と性を併せ持つ高級遊女は姿を消した。単価が低くなったことで、性のみを効率よく売らなくてはならなくなったからである。こうして公娼でも、性のみを売るという売春女性の画一化がおり、公娼私娼の違いは薄れ、実体として「売春婦」の概念に近い状態が作り出された。

## 2) 三つの「売女」化

近世では時代を経るにしたがって①売春女性の階級性が薄れ（＝下層化）、私娼公娼問わず、性のみを専売するよう（＝専売化）になり、実体として「売春婦」概念に近い状況が作りだされると同時に、②売春女性をひとくくりにする「売春婦」概念に近い「売女」という概念が浸透し、③売春女性を全体として賤視する視点が登場してきた。

このようにして、近世において「売春」「売春婦」という私たちの世界観が誕生する基盤となるようなものが徐々に整えられていったが、「売春」「売春婦」問題に付きまとう、性道徳的側面はまだ芽を出しておらず、脱倫理・道徳的態度で一貫していた



### 第三章 近代の売買春—近代的性道德の萌芽—

近世（明治維新から第二次世界大戦後までとする）において近現代的な「売春」「売春婦」という世界観の基盤となるものが徐々に整えられていったが、「売春」「売春婦」問題に付きまとう、性道德的側面はまだ芽を出しておらず、脱倫理・道德的態度で一貫していた、ということは前章で指摘した。

この章では、近代国家の売買春政策と廃娼運動を扱い、近代における売春嫌悪がどのようなものであったか明らかにしたい。前者に代表されるのが近代公娼制の成立であるが、その主要な目的は近代国家の確立にあった。したがって近代を通じて性道德という、道德に基づいて売春政策を決定するということはなかった。一方後者は、一夫一婦制に基づいた近代的性道德による売買春批判を行い、性の近代化をもたらした。このような両者の動きは現代の私たちに何を残したのであろうか。

#### 第一節 近代国家と脱性道德的売買春観

近世の売買春政策の主要な関心は、①治安維持、②風俗統制、③経済的動機（以下前近代的売買春政策という）であり、「どこで営業するか」という地域・区域限定性こそが重要であった。近代に入り、近世公娼制を近代公娼制に再編成していくわけだが、前近代的売買春政策はそのまま主要な問題であり続け、消えることはない。しかし新たな問題として、第一に「売春—人身売買」、第二に「売春—性病（梅毒）」が加わる。この両者が国際的体裁と密接にかかわっていることが近代売買春政策の特徴である。

##### 1) 娼妓解放令前

###### 「売春—人身売買」観の登場

江戸期に締結した「日米修好通商条約」は片務的協定税率、領事裁判権、最恵国条項を含む不平等な内容で、国家の独立性に影を落とすものであり、明治政府にとってこの条約を改定することは、重要な急務であった。このような流れの中、欧米列強と対等な地位を得るため、西欧化が求められる。1969年（明治2年）刑法官判事津田真一郎は「人ヲ売買スルコトヲ禁スヘキ議」を提出し法律の近代化の必要性を説く。また人身売買の例として娼妓について「皇国今尚娼妓アリ。娼妓ハ年季ヲ限りテ売ラレタル者ニテ年季中ハ牛馬同様ナルモノナリ。此娼妓アル故ニ女子ヲ売買スル悪習アリ。（省略）西洋諸州ニ女郎アルハ即此法ナリ」と述べていれ、「売春—人身売買」という認識が生まれてきたのである。

1970年には新律綱領にて人身売買が禁止される。

### 「売春—性病（梅毒）」観

また1971年太政官御沙汰「各地売女渡世者の除害注意の件」、同年民部省達「遊女売婦新店開業の禁止ならびに駆梅法施設方の件」、1879年内務省達乙45号「娼妓梅毒検査の件」等で分かるように、政府として性病を売買春と関連付け、国家的な重大病として対策を講じるべきものと認識され始める。1879年内務省達では「伝染病毒ノ最酷□ナルモノハ梅毒ヨリ甚シキモノハ無之。其禍源ハ専ラ娼妓ニ起因スレハ予防ノ法ハ娼妓梅毒検査ノ外無之(下線大川)」と明快に「売春—性病（梅毒）」観が示されている。これは近代特有のことである。近世においても梅毒等の性病は流行していたが幕府がこれに対し、対策を講じることは無かったし、庶民の間でも文芸作品・川柳・雑俳に見る限り、梅毒がそれほど深刻な病気として扱われていない。「近世の医師はもちろんのこと庶民も、梅毒が遊女・売女との性交渉によってうつることを経験的にしっていた。しかし少なくとも、18世紀まで(省略)遊女・売女との性交渉は『梅毒の多様な原因の中の一つ』にすぎなかった(1)」のである。つまり近代に入り「ありふれた病気」から梅毒は非常に深刻な伝染病となると同時に、売買春が梅毒の「多様な原因の一つ」から「専ラ娼妓ニ起因スレハ予防ノ法ハ娼妓梅毒検査ノ外無之」という大躍進を遂げたのである。近代にて性病は国家的問題になった(2)。

### 2) 娼妓解放令から近代公娼制の成立

1972年(明治5年)の「マリア・ルーズ号事件」の発生により、日本では、娼妓等の人身売買が行われ、それを国家が公認しているとの指摘を外国から受け、現状の公娼制を見直さざる得なくなった。同年9月、大蔵省令第127号にて売買春営業からの税収を政府から地方に移した後、司法省、大蔵省、左院(太政官の構成機関の一つ)で意見が食い違い調整に難航するが、急進的な左院の案が採用されるという経緯を経て、10月2日太政官達295号「娼妓解放令」、司法省達第22号(貸借関係)の発令にいたる。そしてこの娼妓解放令の翌年1873年(明治6年)には東京府で「貸座敷渡世・娼妓規則」が発令され、近代公娼制が開始される。従来、政府としては人身売買を禁止し、芸娼妓を解放しても、売色を禁じ遊郭を廃止する意思は毛頭なく、娼妓の自由売春、自由契約という名目で公権力が公認するという「貸座敷渡世・娼妓規則」体制へ突き進んでいったという解釈が一般的であったが実体は一様ではなかった。政府内でも、娼妓解放令作成時から意見が関係省庁の間で食い違っており、「貸座敷渡世・娼妓規則」についてもその是非をめぐって司法省

と大蔵省は対立していた。娼妓解放令作成時から遊女貸座敷、遊女・芸妓の取締り、鑑札制、鑑札税を提唱していた大蔵省は東京府の「貸座敷渡世・娼妓規則」に賛成したが、解放令の精神がたちまち壊れてしまうとして、取り締まらずに黙認すべしという司法省、左院が規則に反対する。しかし現場を取り締まる東京府はこのまま売春を放置できないとして、政府の方針を求める。これを受け、太政官が娼妓の旧業に関しては本人の自由に任せるが、地方官庁は適度の取り締まるべきとの折衷案と布告する。その後、悪化してきた売買春の現状を見て、司法省が取締方針に転換し、東京府、大蔵省案に折れるかたちとなり、司法省自ら「改定律令」の私娼取締り条項である「犯姦条例」と作成するにいたる。それから各府県で貸座敷渡世規則・娼妓規則、芸妓規則等が施行されていく。政府が売買春自体を廃止するという意思は全くもっておらず、脱性道徳的態度で一貫しており、「人身売買国家」払拭という国際的な体裁と現実の風俗、性病問題の葛藤の後、近代公娼制が導入されていった。

そうして出来上がった近代公娼制はどのようなものであったか。藤目ゆきによれば近代公娼制の特質は第一に強制的性病検診制度であり、第二に「人身売買否定の名目にとって、娼妓の自由意志による『醜業』を国家が救済のためにとくに許容するという欺瞞的偽善的なコンセプトである(3)」という。藤目は強制的性病検診を第一に持ってきているが、私は当時の政府にとっては後者が主たる目的ではなかったかと考える。

これに関連するのは、娼妓規則第一条の「娼妓渡世本人真意ヨリ出願之者ハ情実取ルシ候上差許シ鑑札可相渡尤十五以下之者へハ免許不相成候事(下線大川)」である。つまり「本人真意」を政府が個別に「情実取ルシ」、「これは止むを得ない自由売春である」とお墨付きをあたえるというのである。これによって、人身売買であるかどうか個別に審査し、本人の意思も聴取しているということになり、公権力自らが人身売買や強制売春を阻止する立場であるかのように装うことができる。

前者の強制的性病検診は第六条「毎月両度ツツ医員之検査ヲ受ケ 其差図ニ従フヘシ病ヲ隠シテ客ノ招キニ応シ候儀決テ不相成候事」と毎月の性病検診を義務付けているが、本来は許可できないものを本人の事情を汲み取り特別に許可してあげるのだから、その代わり検診の義務は果たしなさいというものである。公権力自ら人身売買や強制売春を阻止する立場であるかのように装ったうえに、義務を課すということは「欺瞞的偽善的なコンセプト」以外の何者でもなく、藤目の指摘は的を得ている。こうして主たる目的が地域・区域の限定であった近世公娼制の、従来からの地域の限定に、各娼妓、貸座敷屋に個別にライ

センスを与えたいえ、性病検診を義務付けるという形態が加わり、近代公娼制へ再編成されたのである。

### 3) 近代公娼制の確立

公娼制の確立によって当然生じてくる問題は、私娼の取締りである。「貸座敷渡世・娼妓規則」が成立した 1873 年の五月、改定律令が交付されるが、同年 7 月にはこの第 267 条には私娼等を取締る「犯姦条例」が追加された。条文は「凡私娼ヲ街売スル。窩主ハ。兆馱四十日。婦女。及ヒ媒合容止スル者ハ。一等ヲ減ス。若シ父母ノ 指令ヲ受ル者ハ。罪ヲ其父母ニ坐シ。婦女ハ坐セス。(下線大川)」となっている。この「私娼」の定義を、司法省は官庁の免許を受けずに売淫するものとしており、公娼制成立後、ライセンスや性病検査等の公娼規則は各府県に任せる形をとりながら、私娼の取締りは国家レベルとなった。

1875 年（明治 8 年）には東京都が「隠売女処分」を発令し、この規則をもって「娼妓渡世規則」等の娼妓に公娼という地位を確立させる役目を果たすと同時に、私娼の強制性病検診をも可能にした。こうなると私娼取締りが、国家レベルと地方レベルと重層的になり管轄の問題が出てきたが、国が売買春にかかわっていないという形式を示すためにも、国家は売買春取締りにおいても手を引くべきと判断し、1876 年（明治 9 年）太政官布告第 1 号にて「犯姦条例」は撤廃される。その後、それを補完するようと、内務省達乙第 9 号において「犯姦条例」の処罰の範囲の、私娼の罰則規定を置くように各府県に指示を出している。こうして、「売淫罰則」が次々につくられ、地方レベルという形式をまとめた、全国レベルの公娼制が確立するのである。

また同年四月には内務省達乙 45 号「娼妓梅毒検査の件」が発令され、梅毒は「専ラ娼妓売淫ニ起因スルハ予防ノ法ハ娼妓梅毒検査ノ外無之」とあるように、性病は「花柳病」という認識が前面に出され、梅毒検査はより徹底化されるようになる。その後、群馬県が廃娼を決定し、廃娼運動のパイオニアとなる東京基督教婦人矯風会が成立、全国組織となるなど廃娼運動が活発化してくるものの、1900 年（明治 33 年）6 月、私娼取締りの行政権限を拡大した「行政執行法」が制定され、ついに 10 月には国家レベルで近代公娼制度であることを明確に示す内務省令第 44 号「娼妓取締規則」が発令される。このようにして近代公娼制は確立・強化されていった。

### 4) 公娼制のゆらぎ

以上のように国家レベルの近代的公娼制が明確に打ち出されるようになったのだが、1904年（明治37年）「醜業ヲ行ワシムル為ノ婦人売買ニ関スル国際協定」成立、1911年（明治44年）の吉原遊郭の全焼を機にした廃娼運動団体廓清会の発足、1921年国際連盟「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」の批准に際して年齢条項（国連では21歳未満対象であったが、国内の「娼妓取締規則」は18歳未満であったため）の保留と（「従軍慰安婦」を意識して）植民地の適用除外にしたことに対する「国辱」という世論に押され、廃娼が政治問題として浮上してくる。このような背景から合計六回に渡る「廃娼法案」が提出され、廃娼・存娼の議論が活発に行われるようになる。

### 「廃娼法案」と性病という焦点

「廃娼法案」提出者である松山常次郎は公娼に対する性病検診のずさんさを指摘し、かえって公娼制度が性病蔓延の温床となっていることを主張する。これに対し存娼派の議員や陸軍軍医は異口同音に、廃娼によって私娼が増加し、性病が蔓延すると反対している。廃娼論者である革新倶楽部の星島次郎は、これらの存娼論者に対して「花柳病が殖えるとか殖えぬとか、公娼が軍隊に便宜であるとか言ふけれども、其公娼を同じ人間の社会上の地位に引上げて此事を考へなければ、此問題は価値がありませぬ(4)」と批判している。星の答弁は非常に的を得たものであるが、同じ廃娼論者である松山が性病蔓延を軸に公娼批判をしていたことからしても、廃娼・存娼問わず、「売春—性病」という衛生上の問題こそが売買春政策の焦点になっていた。(5)。

政府内でも廃娼によって私娼が増加し、性病の蔓延と風紀が悪化するのではないかと存娼を主張する内務省と、国際的体裁から廃娼を主張しはじめた外務省との間に、対立が起こっていた。

### 国連調査委員会と廃娼への傾斜

さらに1931年（昭和6年）国際連盟の東洋婦人児童売買調査委員が来日し、日本の売買春の実態について調査を行った。1933年（昭和8年）にはその調査結果を踏まえた、「東洋婦人児童売買調査委員会報告書」を発表し、その内容は公娼制と人身売買の関連性を厳しく非難したものであり、この結果は国内に大きな波紋を広げ、廃娼論へ世論、政府ともに傾いていく。この年に日本は国際連盟を脱退したものの、廃娼論議はその後も続く。そしていよいよ廃娼・存娼の攻防は激しくなり、廃娼側の婦人矯風会と廓清会が合流した廃娼同盟がこれを機に国民純潔同盟会となる。存娼側はその動きに対抗し、全国貸座敷連盟や存娼派議員が「娼妓取締法案」（現行の公娼制は規則であり、不安定なものであるため、

法律にしようとした)を提出するなど活発化する。

そのような中、国際的体裁からなんとか「公娼制」という形式を廃したい廃娼側と、性病の蔓延を憂慮する存娼側が、名目的に公娼制を廃止し、公娼を私娼化した後にも従来のような性病予防を、行えるような体制を作るという協調路線に転換していく。したがって廃娼を実現するには、全私娼に対する性病検診体制を確立することが、両者の共通認識となった。

## 5) 戦争・ファシズム体制

### 性病問題の全国民化

廃娼・存娼論者双方に、共通認識ができたものの、廃娼は実現されないまま、二・二六事件、日中戦争の開戦と、日本は戦争・ファシズム体制へと入っていく。そして、国民の体力向上と質の向上が政府の一大関心事となり、1938年厚生省が設置され、性病は当初、厚生省予防局予防課の管轄となっていたが、1939年には優生課に移る。このことは性病が単なる伝染病から国民優生の領域に属すようになった証拠である。こうした性病の優生領域・民族衛生化によって、売春のみの問題としての「花柳病」から、「国民病」という国民国家の質を問われる問題となり、「撲滅」の対象になっていく。これまで多少の見逃しや不徹底があったとしても、「無いよりは(私娼よりは)まし」という論理で、売春女性の性病検診を肯定してきた政府も、性病「撲滅」のため、性病対策を全国民化する必要を認めはじめ、売春女性のみを対象にしていた「花柳病予防法」の改正が課題となる。そして全国民化はまだ達成できないものの、「花柳病予防法」を改正し、「伝染の虞ある花柳病に罹れる者」へと拡大した。

### 戦局の悪化と大衆慰安

しかし、政府の予想に反して戦局は長期化・悪化の一線をたどった。そして国家総動員体制の中、次第に国民の不満が募るようになる。そうした中、政府は兵士と国民の不満の捌け口として「慰安所」を設ける政策を展開するようになるのである。今まで廃娼・存娼という軸でなされてきた政策論争もむなしく、安価に国民が「慰安」を享受できるよう、私娼・公娼問わず「慰安的営業」として政府の認定を受け、「慰安所」「接待所」として次々開設するのである。性病予防の国民優生思想という観点から、全国民に対して行われる方針になっていたにも関わらず、戦局の悪化でそれどころではなくなり、結局性病予防対策は従来どおり「慰安所」においての売春女性を対象とした性病検診に終始し、性病は「売春一性病」という関係を抜け出すことができなかった。この政策は女性を国民(男性のみ)

の不満の捌け口として供すと同時に、私娼の「全公娼化」という、売買春の国家総動員をもたらせただけであった。

## 6) 最後に

以上見てきたと通り、近代国家は売買春自体に対する、性道徳的批判を持ち出すことがなかった。近世公娼制からの主要な目的である、治安・風俗・経済の論理に、近代特有の「売春一人身売買」と「売春一性病」という軸を加え再編成された近代公娼制は、国際的体裁重視の形式主義的な売買春政策を行い続け、売春女性はその時々々の政府の重要課題に翻弄され、犠牲を強いられ、ついに救済・解放されることはなかった。まさに近代国家は当事者である売春女性の「不在」という前提のもと、脱性道徳的な売買春政策に終始したのである。

## 第二節 廃娼運動と近代的性道徳の萌芽

近代日本は近代公娼制という女性の犠牲の上に成り立った売買春政策を貫き、ついに売買春自体に対する道徳的批判を行うことは無かった。

しかし売買春をめぐる新たな視点が誕生したのも、近代においてである。それは一夫一婦制に基づく「家庭（ホーム）」という、近代新興家族の成立と不可分な関係にある、「貞操」「純潔」という視点であった。愛情とパートナーシップが重視され、一夫一婦制が基盤となる「家庭（ホーム）」は、「性を一夫一婦制の制度的関係のなかに封じ込め、家庭を婚姻外の性から遮断しなければならないという(1) 性道徳を有し、「貞操」「純潔」とはこれが守られている状態、つまり「結婚以前（家庭内の「子ども」―注釈大川―）に在つては童貞処女を、婚姻以後に於いては一夫一婦を、厳守すること(2)」を示している。この観点から「愛情を基礎とする男女関係と一夫一婦の理念の破壊であるがゆえに売淫を罪悪視する近代的性道徳観(3)」が成立し、売買春自体・売春女性に対する断罪が行われはじめる。

この近代的性道徳の基盤をなしている「家庭（ホーム）」とは、「公共領域と私的領域との分離を前提として、私的領域・女性領域と観念されていること、人間の再生産を行っていること、家族成員の情緒的絆が重視されていること、この三つの特徴を持った家族である(4)」り、日本では明治 20 年頃、この語が頻繁に使われ、高い価値が付与されるようになった。しかし日本的「家庭(ホーム)」は完全な私的領域ではなく、国家の基礎単位とし

て近代国家と直接的・連続的なものと位置づけられたことが指摘されている(5)。それ以前の「家」制度は、「家」の存続という自己目的的な性格を有するため、「跡継ぎ」が最も重要な問題となり、そのため一夫多妻制・蓄妾制が重要となるのである。しかし「家」の存続が目的でない情緒性重視の「家庭（ホーム）」では、一夫一婦制が基盤となる。

そして「貞操」についてだが、この思想自体は近代独特のものではない。結婚以前の性については（特に下層民）比較的寛容であったが、特に女性においては、一度婚姻したならば、その性は婚姻の中に閉ざされ、それを犯した場合、姦通罪として罰せられた。このように婚姻内に性を閉じ込めるという意味での「貞操」の歴史は長い。古く平安末期からみられることである。では特に廃娼運動の中に見られるような、近代的「貞操」とはどのようなものであろうか。第一に、先にも述べた近代新興家族である「家庭（ホーム）」・一夫一婦制と、固い結びつきを有している点、第二に女性のみではなく、男性も同様に拘束するという男女平等の視点、第三に婚姻前の男女（家庭内の子ども）の童貞処女の意味を含むということである。

これを踏まえ、近代性道徳観の萌芽たる廃娼運動の本質的な性格とは、何であったのか。それは「家庭（ホーム）」、一夫一婦制と不可分な性格の、近代的「貞操」を絶対視するという、貞操・純潔至上主義である。

まずそれ以前に行われた、群馬県の廃娼について見た後、婦人矯風会等の組織的廃娼運動に移ることにする。

### 1) 群馬県の廃娼

近代の廃娼運動は、群馬県からはじまり、その成功が後の婦人矯風会や廓清会等をはじめとする全国的な廃娼運動の火をつけることになる。廃娼運動史の中では、「立派に王座を要求する権利あるもの(6)」として、絶賛されているが、一体どのような論理で廃娼が是とされたのであろうか。

まず1878年（明治11年）、真下珂十郎なる者による請願がなされ、これを受けた県議会は「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議」を提出する。その内容は廃娼ではなく、現在の貸座敷営業は有害であるので、これを「本来」的なものに限定し、「適正化」させるよう、厳しく取り締まるべきというものである。「貸座敷タルモノハ能ク其本分ヲ守リ、爾来娼妓ヲシテ来客ニ接シ其情欲ヲ達スルノミニ止メ、酒肴ヲ売り芸妓ヲ呼ヒ歌舞管絃セシムルヲ禁シ、区域ヲ判別シテ営業セシメ度奉存候（下線大川）」とあるように、芸妓や酒を出し浪費させはならないので、貸座敷屋は本分である、純然たる売春行為のみにしなければならない、



というものである。これが「貸座敷ノ業ヲ更ムル」の意である。売春行為が悪いのではなく、芸妓や酒等の「その他」により、「父子ノ親ミヲ疎シ、夫婦ナ間ニ葛藤ヲ生シ、朋友ノ交ワリニ信義ヲ失ヒ、或ハ放蕩懶惰ニ流レ、竟ニハ国律ヲ犯ス等ニ弊害ヲナス」ので、この「その他」を禁じなくてはならないのである。ここでは、売買春自体に対する道徳的な批判は、全く行われていない。

そして1880年（明治13年）管下佐位郡伊興村士族34人によって、はじめて廃娼の誓願がなされる。「人間百般ノ悪事皆此娼妓貸座敷ニ根元セサルハナシ」とした上で「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議」と同じ論法が続く。あるのは「貸座敷ノ業ヲ更ムル」だけに留めるか、廃娼までするのかという違いだけである。これに対し意見を述べた役人である庶務課二等属の増田は、娼妓稼業を「黙認ニ置クモ宜シク公許スヘカラザルモノノ如シ」と公許に反対しているだけである。これを受け1882年（明治15年）三月、県議会は「娼妓廃絶ノ建議」を提出し、同年五月県令楫取素彦は廃娼の布達を発令し、その後、存続派が巻きかえすが、廃娼運動がこれをなんとか押さえ、1892年（明治24年）に廃娼される。

このように廃娼運動史の中で栄光の地位を占めている群馬県の廃娼も、政府の対応と同様の脱性道徳的な「風紀」の観点から行われたのであり、その後の組織的廃娼運動のロジックとは大きく異なる。

## 2) 組織的廃娼運動

この「家庭（ホーム）」という語が頻繁に使われ、高い価値が付与されるようになった、明治20年頃、基督教婦人矯風会によって近代的性道徳による売買春批判がはじめて行われる。廃娼運動の本質的性格について、「家庭（ホーム）」、一夫一婦制と不可分な性格の、近代的「貞操」を絶対視するという、貞操・純潔至上主義にあると先ほど述べた。

### 組織的廃娼運動の流れ

組織的廃娼運動は、1886年（明治6年）東京基督教婦人会に始まる。その活動は「刑法改正（一夫一婦制確立）及び在外売淫婦取締建白書」の提出や、島田三郎、巖本善治らによる東京廃娼会等の廃娼運動組織と連帯した活動を経て、1893年（明治26年）には全国組織、日本基督教婦人矯風会として再出発する。その後も一夫一婦制の確立、在外売淫婦取締を政府に請願、遊郭の焼失を機にした廃娼運動等の国家レベルの運動と、各府県の婦人ホームでの救済という、草の根事業を平行して行う。

1911年（明治44年）吉原全焼を機に、廓清会（会長島田三郎、副会長矢島楫子（矯風会）、安部磯雄）が結成される。この趣意書では売淫問題の解決に対しては、国家が売買春

を認める公娼制の廃止を促す運動という「外的改革」のみではなく、「貞潔の徳操」の教化という、「内面的新修」の両面が不可欠であるという認識が示す(7)。廓清会結成後、各地に遊郭の焼失が相次ぎ、その都度再建反対運動を行う。また売淫のデモンストレーションであり、性風紀を害するとして、娼妓や芸妓が公的な場にでることに反対する運動も展開。1923年(大正12年)の関東大震災によって、再度焼失した吉原の再建反対を行うが、存娼派が徐々に巻き返しを謀ったため、三年後の1926年(大正15年)存娼派の動きに対抗するため、廓清会婦人矯風会連合、後の廃娼連盟を結成する。そして、1920年代の廃娼連盟は、帝国議会や各県会への廃娼建議案の提出をその主要な活動とし、それらの運動は1930年までに、埼玉、秋田、新潟、福島等が廃娼決議を行うなど、かなりの成果をあげた(8)。そして長期的には公娼制度が廃止の趨勢にある判断した廃娼連盟は1930年以降、「貞潔の徳操」の教化という「内面的新修」に力を入れ、名実ともに廃娼し、売買春の「掃滅」に乗り出す。

1935年にいよいよ全国的な廃娼断行という報道がなされ、世論も廃娼に流れる。廃娼連盟は公娼制廃止という目的が達成されるとして、廃娼連盟の解散を決定、それに替わって「純潔国民同盟」を発会された。ここで廃娼運動から国民純潔運動へ、「外的改革」から「内面的新修」へと変容し、「貞操」「純潔」を国民の「道徳の基本」とし、それをもって「純潔報国」すべきという方針になっていく。

### 「家庭」・一夫一婦・貞操純潔至上主義

#### i) 廃娼運動の立場

廃娼連盟は、趣意書の中で自らの立場を「平素貞操の道徳を鼓吹し家庭の清福と純然なる社会の建設を理想として立つて居ります(9)」とし、廓清会廃娼運動家の伊藤秀吉は「此等の運動は何れも一夫一婦主義に立脚し、貞潔の思想を根底とするものである(10)」と廃娼運動の根本思想を表現する。一夫一婦制に基づく「家庭」、そしてその性道徳である「貞操」の厳守、これらを出発点にしている廃娼運動はまさに「家庭」の観点から売買春を捉えている。

#### ii) 「貞操」の二重性

廃娼運動～純潔報国運動のいかんにかかわらず、一貫している廃娼運動のロジックは「貞操(あるいは貞潔)」である。ではこの「貞操」とは一体何をさしているのだろうか。「純潔国民同盟」の支部組織、群馬県純潔同盟主事の戸谷清一郎が「純潔貞操」を「男女

間の性道徳の清浄をいふのである。即ち、結婚以前にあつては童貞処女を、結婚以後は一夫一婦を厳守することである」と述べている。つまり、①婚前は童貞処女を護り、②結婚後は一夫一婦の中に性を閉じ込めることという、婚前・結婚後ふたつの次元での分かれた性道徳であるが、その示すところは、性を婚内に閉じ込め、それ以外の性を排除する思想である。しかし、単に一夫一婦制の婚姻の内と外という次元だけの問題ではない。まさに牟田が指摘するとおり、「性を一夫一婦制の制度的関係のなかに封じ込め、家庭を婚姻外の性から遮断しなければならないという（下線大川）(1)」、性的に結びつきを有する一夫一婦制に基づいた夫婦と、その（婚前の）子の性をも含んで守るという「家庭」の性論理なのである。

#### iii) 一夫一婦制の価値

一夫一婦制は単なる婚姻制度をさすのではない。自らこの立場に立脚し、廢娼運動を一生の「使命」としてきた、伊藤秀吉が言うように「一夫一婦主義」なる思想であり、人々を拘束する規範でもあった。矯風会が1890年（明治23年）に政府に提出した「刑法及び民法改正並びに在外売淫婦取締法制定に関する請願（11）」の中においても、「一夫一婦の大倫は社会の由て成る根本なり（下線大川）」、「一男一女天理（下線大川）」と表現したように、天然自然の道理であると同時に、崇高な性道徳として掲げられているのである。この点は非常に重要である。単にあるべき性道徳という次元を乗り越えて人間の至上原理たる地位を有しているのである。このことは、売春がたとえ貧困により売られたことによるうと、家族を養うための最後の手段であろうと、同情に値することではあるが、不道徳で、天にそむく行為（または行為者）であることに変わりがないということになり、売春女性たちは「醜業婦」という地位を免れないのである。

#### iv) 廢娼運動の売買春観

現代の私たちは、売春のことを「性を売る」とか「体を売る」というが、廢娼運動家たちは、「貞操を売る（12）」、「女子の貞操を売買する（13）」、「女性の貞操売買（14）」と表現する。売春は貞操を売ることなのである（貞操とは一つのセクシュアリティのあり方であるが、「売る」「売買する」とあるように、物象化して捉えられている）。貞操とは前述したとおり、「家庭」の論理に基づく性道徳が守られている状態である。つまり、売春は「守らなければならない状態」を売ったということなのであり、反道徳的行動そのものなのである。行為自体ではなく道徳を売ったとされているのだ。この世界観によって、売春女性

は反道徳的人間として断罪される。これは「お金をもらってセックスする」ということとはかなり趣が違ふ。しかし、現代の私たちがこのような感覚をまったく持たなくなったといえるだろうか。売春を単にセックスという行為に対し、お金をもらったという風に、私たちは考えるだろうか。単なる行為以上の何かを売ってしまったと考えるのではないか。だからこそ、このような考えに抵抗して、売春を労働化しようと活動している、セックス・ワーカーは、懸命に自分たちは「性的サービス」を売っているのだと主張しなければならなかったのである。

v) なぜ「醜業婦」なのか

廃娼運動家が売春女性を非難するやり方のひどさには、驚かされる。たとえば 1914 年（大正 3 年）東京上野で開催された、東京大正博覧会で出演予定であった芸妓手踊を風俗上有害だとして抗議した廓清会、救世軍及び矯風会は芸妓について「彼等の芸は疑いもなく裏面の醜穢を蔽匿粉飾する表看板に過ぎず即ち彼等は媚を売り、肉を鬻ぐ、顕然たる私娼に外ならざるは何人も疑はざる処に候（下線大川）（15）」として、「非倫の醜業婦たる事実明白なる以上は断じて之を社会の表面に出すべきものにあらず。（16）」とする。そして、「売春婦は恰も下水の如く、道路の表面に流れしむべきものにあらずして正に地下一丈の暗渠の裡に流さしむべきこと（下線大川）（17）」と売春女性を「下水」に例えるのである。このような例えや「醜穢」の言葉が示すように、「醜業婦」という言葉には「純潔」の示す清らかさと対比する「穢れ」「汚れ」という感覚がまとわりついている。

何故ここまで売春女性を汚れたものとみなし、貶めるのか。あまりに感情のレベルまで深く浸み込んでいるので本人たちに聞いても「汚れているからだ」としか答えないかもしれないが、その裏にあるものは iv) で指摘した、貞操に基づく売春観である。「守らなければならない状態（＝貞操）」を売る、反道徳的行動そのものなのであり、売春女性は道徳的に欠落した人間とみなされる。この側面は「非倫の醜業婦」という表現に如実に表れている。これは貞操を守らなくてはならない、主体としての側面とも言える。

もうひとつ重要なのは、人の貞操を危ぶませる「加害者」としての側面である。それは「性を一夫一婦制の制度的関係のなかに封じ込め、家庭を婚姻外の性から遮断しなければならないという」性道徳の中で、夫たぶらかせ、息子を誘惑し貞操を奪い、「家庭」を崩壊する「醜業婦」という側面である。売春女性は「常に腐心する処は、如何にせば男子をして痴蝶狂峰の熊を演ぜしむべきかにして、斯くて日夜罪なき家庭に悲劇の毒薬を投じつゝ

あるものに候（下線大川）（18）」というのである。また花魁道中禁止の請願には「花魁道中其者が如何に多数の市民を遊郭に誘致して、其放蕩淫逸の風を助長致候か、（省略）純潔なる家庭に入り込み、無垢なる少年青年にふれ（19）」ることを危惧している。

つまし売春婦は自らの貞操を売買する「不道德者」であると同時に、家庭の性道徳に入り込み、家族成員の貞操を奪い、それをもって「家庭」を崩壊するという、二重の意味での「不道德者」なのである。それが彼等に「醜業婦」と呼ばせるのではないか。

#### vii) 貞操から純潔へ（貞操の変質）

しつこいようだが貞操とは①婚前は童貞処女を護り、②結婚後は一夫一婦の中に性を閉じ込めることといい、男女の性関係に関するものであったことは言うまでもない。しかし、1935年廃娼連盟を国民純潔同盟に再編し、徐々に戦争・ファシズム体制になるにしたがって、「貞操純潔」はその意味するところを変容させていく。単なる男女間の性道徳をこえ、「優秀・強健」なる国民を生成するという優生思想へとその意味するところを拡大されていくのである。これが国民純潔同盟の「純潔報国」という視点につながる。1939年（昭和14年）国民純潔同盟の全国協議会では、純潔教育講座として「民族優生問題（床次徳二）」「民族発展と純潔教育（田川大吉郎）（20）」等が公演されたが、あきらかな優生的視点のものが含まれている。これらが「純潔」というカテゴリーの中に、優生思想が含まれるようになってきたことを示している。矯風会会長の久布白落实は「矯風会の主義主張は、この新体制に於て愈々其必要の度を増しつゝある。我等が困難を突破し、東亜建設の大業の達成を冀ふなれば、我國民の素質の向上、それは肉体的にも精神的にも、これ程必要な事はない」という。ここで言う矯風会の主義主張とは、禁酒禁煙、そして貞操至上主義、またそれによる売買春批判に他ならない。

「純潔貞操」を守ることと、「優秀・強健」なる国民の生成を関連付けるというやり方は積極的優生思想と言えるが、もう一方では売春女性を「遺伝的劣等種」として撲滅の対象とする、禁絶的優生思想の側面もある。これらの側面に共通することは、国家の権威に加え、「科学」の権威にすぎること、自らの主張を正当化しようという、権威主義的な廃娼運動の心性である。この点については藤目ゆきが「それまでの宗教的・倫理的な立場からの娼婦への非難と排撃に加えて、「科学」の権威づけによる反娼運動(21)」へとの変化として指摘している。以前から一貫してきた貞操至上主義と「醜業婦」観の正当性をより示すために、優生学という「科学」の権威を利用しようというのである。

vii) 最後に一貞操観念による売買春批判―

以上見てきた通り、「家庭」の論理と密接に結びついた貞操観念による売買春批判は一体なのをもたらしたのだろうか。

まず何度も繰り返し指摘してきたように、貞操という「家庭」性道德によって、売買春行為自体に対する道徳的な批判が行われるようになった。これは近代に入ってはじめて起こったことである。しかしこのような性道德に基づく売春批判は、売買春問題を個人の人格に還元してしまい、その結果売買春問題の社会性を薄め、見えないものにしてしまった。

また売春女性を、主体的側面・加害的側面という二つの側面から、二重の意味で「不道徳者」のレッテルをはり、「娼婦の存在を一般社会とまっとうな婦人たちから物理的にも観念的にも激しく隔離した。(22)」

さらに売買春を捉える軸を圧縮させ、一元化する役目もはたす。貞操とは即ち「家庭」・一夫一婦の性道德であるため、これに基づく売買春批判は、家庭内の性／家庭外の性と、性的対象の特定性／不特定性という分離を引き起こす。特に前者に関しては、売買されない性／売買される性、でもあり貞操至上主義から言えば、道徳的／不道徳的、純潔／醜穢という価値観と重なる。これにより近世、近代政府の私娼／公娼、下級／上級、芸を売る／芸を売らないといった、伝統的な売買春の軸は削ぎ落とされ、売買される性／売買されない性と性的対象の特定性／不特定性という軸への圧縮が起きる。これらの軸は、まさに私たちの使用する「売春」(＝女性が報酬を得るために、不特定の男性と性行為をすること)の定義そのものだ。私たちの「売(買)春」が示す世界観のルーツはここにある。つまり「家庭」・一夫一婦制、その性道德である「貞操」の誕生によって、はじめて「売(買)春」という売買春をめぐる軸が確立されたのである。

## 第四章 戦後の売買春—近代的性道德の普及と売春防止法—

この章では戦後から売春防止法制定までの売買春の歴史を扱う。第一節では政府の売買春政策の歴史を扱い、どのような変遷をたどったかを明らかにしたい。第二節では女性運動と売春禁止の論理と題し、売春を禁止する法律の成立のために奔走した、女性議員と女性団体を取扱い、彼女たちはどのような論理で売買春を禁止しようとしていたのかを分析する。これら二つの視点から、現在の私たちにまで続く売買春政策である売春防止法がどのように成立してきたか、そしてそれが私たちにとっての「売（買）春」という問題にどのように影響しているのか見ていきたい。

### 第一節 戦後の売買春政策

前近代・近代と日本の売買春政策において、売買春に対し、性道德的な観点から批判するというロジックは表れることがなかったが、戦後この傾向に変化の兆しが見え始め、性道德的売春観が出現し、政策に反映されるようになる。したがって、国家レベルの性道德的売春観は戦後になってはじめて定着するのである。

#### 1) 公娼制廃止前

##### 国家管理売春

1945年に終戦を迎え、日本は連合軍によって占領されることとなる。戦後最初の売買春政策は、終戦三日後の1945年8月18日内務省警保局長通牒「外国駐屯地における慰安施設について」に示される、国家管理売春政策である。その内容は、「日本人の保護」を「目的」とし、外国駐屯軍専用（日本人の施設利用は禁止）の売春施設の設置を国家が指令するという内容で、「外部には絶対に之を漏洩せざること」と極秘に行われた。「従業婦」には「芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯者等を優先的に之を充足する(1)」とあるように、「一般婦女」を供さないことまで別記されていた。

これを受け、駐屯軍慰安施設の事業をになう、特殊慰安施設協会（株式会社R A A社）が設立される。協会の設立声明書では、当事業を「幾千人かの人柱の上に、狂瀾を阻む防波堤を策き、民族の純潔を百年の彼方に護持培養すると共に、戦後社会秩序の根本に、見えざる地下の柱たらんとす(2)」るものと表現し、日本「民族の純潔」を外国駐留軍から守るための「防波堤」として、日本女性を犠牲に供することの必要性を訴える。そしてR A A社の「戦後処理の国家的緊急施設、新女性求む」という第一回の「接客婦」募集では1360

人が採用されたという(3)。

そして同年九月から連合軍の駐屯が本格化し、RAAの提供した「慰安所」を使用するが、それだけでは満足せず「GHQは九月二十八日に東京都衛生局防疫課長与謝野光を呼び、軍医総監と公衆衛生福祉局長のサ姆斯大佐が都内に焼け残っている花柳街五ヵ所と中集団売春街十七ヵ所について(省略)説明させ、占領軍用の女性の世話をしてくれと頼んだ(4)」。したがって、RAA社の施設以外でも占領軍専用の売春が行われていただろう。GHQはこのとき同時に東京都衛生局に対し、「都知事の責任において進駐軍の兵隊を性病にかからせてはならない。だから都の責任で厳重にやるよう(5)」、指示したという。しかしそれでも、駐屯軍のあいだでは性病が猛威を振るった。10月16日にはGHQ「性病予防に関する覚書 第726号の一」を通達し、娼妓取締規則等の性病予防に関する法令を厳格に施行することが求められた。これを受けた政府は翌月、厚生省令第45号「花柳病法特例」、次官通牒「花柳病予防法特例に関する件」、局長通達「業態者健康診断要領に関する件」を発令、占領兵のための性病予防策を徹底することとなる。そして警察庁が「売淫婦」と判断した女性に対し、繰り返し狩り込み・強制検診を、1846年まで、概数1万5000人の女性を実施した(6)。この過程で「ミス・キャッチ」が頻繁に起こり、問題となる(7)が、このようなGHQの売買春政策は「一方に娼婦を求め、他方にその性病検診を求めるといふ、(省略)女性にもつばら性病感染の責任を押し付けるという(省略)論理」に支えられた、「差別的性道徳の正当化・軍隊の利益のための女性の犠牲化(8)」であり、日本政府にとっては、占領軍のために健康で害のない日本女性を供する買春協力でしかなかった。

## 2) 公娼制の廃止

1946年1月12日、GHQにより「公娼廃止に関する覚書」が発せられたのを受け、2月内務省令第三号「娼妓取締規則」が廃止、明治33年からの公娼制に終止符が打たれた。

しかし、公娼制が廃止される直前の1月12日、廃止を知った内務省から、今後の方針を根回しする通達がなされた(内務省保安部長「公娼制度廃止に関する件依命通達」(9))。

「公娼制度は社会風紀の保持上相当の効果を収め来りたる」と、いままでの政策が非常に有効で、間違ったものではなかったと主張した上で、「最近の社会情勢に鑑みるに、公娼制度の廃止は必然」なので、「現業者(貸座敷及娼妓)をして自発的に廃業せしめ之を私娼をして稼業継続を許可す」という方針を明らかにしている。法的な形式は失うが、いままでどおりやることを政府として許可するというのである。これのどこが公娼廃止なのだろうか。先に公娼制の有効さを主張したように、政府は実体として、公娼制度をなくすつもりは毛



頭なかったのである。

GHQの公娼廃止は民主化の一端であると解されているが、一概にそうは言えない。先ほど述べたように、占領軍は兵士慰安のために売春女性を要求していた。しかし兵士のあいに性病が蔓延し始めたため、私娼公娼その他の女性を犠牲にし、強制的性病検診を行わせていた。まさに軍隊を保持するために売春女性を大いに利用してきたのである。その占領軍が「民主化の理想に違背」し「個人の自由発達に相反する」するものなので、公娼制を廃止させるというのだ。おそらく実のところは、私娼公娼問わず徹底した性病検診が行われ、もう公娼制でなければ性病予防ができないわけではなく「用済み」になったということも大きかったのではないか。ここには近代以来の「売春—性病」という枠組みをみごとに示している。

### 3) 公娼制廃止後

公娼制度の廃止は何をもたらしただろうか。それは大量の失業者だ。1945年には307万人、48年のドッジ・ラインの下では160万人もの失業者が生まれていた(10)。特に「家計補助者」とみなされる女子は真っ先に解雇の対象となり、たとえ解雇されなかったとしても、女子労働は家族を養うにはあまりに低賃金に抑え込まれていた。そのような中、日本政府は国家事業として莫大な予算を投じ、占領軍専用の慰安施設を全国に設置した。そしてこの事業に戦後の貧困に瀕する日本女性たちが吸収され、最盛時には七万人、閉鎖時には五万五千人もの女性が働いていたのである。しかし1946年1月21日GHQは公娼廃止に関する覚書を出し、2月には「娼妓取締規則」廃止、続いてRAAも立ち入り禁止となった。一方的に解雇された女性たちは、「パンパン」や「闇の女」と呼ばれる街娼として街に溢れ出し(11)、この女性たちをどうするのか、これが大きな社会問題となった。

このころから政府の売買春政策の中に性道徳というレベルが徐々に登場してくることとなる。同年11月14日各省次官会議の決定として、公娼廃止の趣旨を徹底させるとともに、「闇の女」発生の防止対策を講じるという「私娼の取締及び保護対策に関する件」が発表される。この決定によって「特殊飲食店等」という、通称、赤線政策が行われるのだが、その根拠条文の前段に注目したい。売春行為を「社会上已むを得ない悪として生ずるこの種の行為については特殊飲食店等を指定し(下線大川)」とあるように売買春自体に対する判断を政府が行っているのである。しかもきちんと売春は「悪」であるといっている。売買春が風紀を乱すということは、売買春批判として古くから行われていたが、その前段の断りとして「社会上已むを得ない悪」とわざわざいうことはなかったし、またその必要も

なかった。しかし黙認という政策をとる上で、売買春は「悪」であるということ確認したうえで、止むを得ない判断だったということを行わなくてはならないものとなったのだ。近代の早い時期から、廃娼運動内で売買春自体に対する罪悪視が登場してきたが、戦後のこの時代になって、国家においてもそれが無視できないものになったのであり、それは性道徳的売春観が一般化してきた証拠でもある。

もう一点の『闇の女』の発生防止及び保護対策では「売笑婦への転落を防止する（下線大川）」と表現ように、売春を「転落」と捉えるのである。近代において「娼妓渡世」といわれた行為が、今や職業どころか「転落」なのである。売春が「不道徳」で「醜い」ものという前提がなければ、売春を「転落」などとは呼ばない。したがって売春行為が「醜い」ものであり、防止しなければならないものという認識があるのだ。そしてその防止策として「教育指導によって正しい男女の交際指導、性道徳の昂揚を図る（下線大川）」が挙げられる(12)。ここに示されるように、売春という「転落」は性道徳の昂揚によって防止することができると考えている。裏を返せば、売春は性道徳の欠如によっておこるという認識なのだ。これは廃娼運動の貞操による売春批判と同じロジックを保っている。当然売春が性道徳に反する「不道徳」によるものならば、彼女たちは人格的になんらかの欠陥のあるものとされ、教育・指導・更生の対象とされるようになる。さらに「一般婦女」と「闇の女」という二項対立図式がはっきりと文中にしめられている。売買されない性／売買される性という分離が起こっているのだ。廃娼運動からはかなり後れをとったものの、その論理は戦後の売春ブームを背景に、国家レベルまで浸透したのである。

その直後の11月26日には、前期の次官会議決定の「闇の女」に対する保護対策の担当になった厚生省が「婦人保護要綱」を作成したが、その中にも「国民道徳の低下と(省略)生活必需物資の不足等物心両面の貧困のため（下線大川）」売買春が起こると表現している(13)。

1947年1月にはGHQから「婦女に売淫させたもの等の処罰に関する勅令」（ポツダム政令、勅令9号）が制定され、売春行為自体に対する処罰はないものの、売春の管理・搾取は禁止される。

また売買春に関する諮問機関として厚生省に設置された「婦人福祉中央委員会」の、「転落女性の更生福祉に関する具体的施策」と題した答申書（1947年）の中でも、次官会議決定と同様、「人格教育」「純潔教育・性教育」、その他、「常習的売淫者の行動・居住制限」や「施設強制収容」、「精神鑑定」などの必要性が述べられている。売春女性を人格的・道

徳的欠落者とみなすと同時に、物理的にも隔離し、一般社会から切り離そうとする、廃娼運動の心性をここでも垣間見ることができる。

### 3) 「売春等処罰法案」から「売春防止法」へ

その翌年の1948年には、「売春行為」は「健全な性道徳を破壊し、善良な風俗を紊乱するばかりでなく恐るべき性病を蔓延せしめるもととなる(14)」として、売買春を犯罪化・処罰する「売春等処罰法案」が政府によって提出される。ここでも性道徳の観点からの場売春批判のロジックが明確に示されており、このような見解は完全に定着している。この法案は売買春に対する処罰のみで、売春女性に対する「保護厚生」の視点に欠けると批判され、成立にいたらなかった。地方自治体は「売春等処罰法」の補完を目的にした、売買春取締を次々に制定していく。こうして地方レベルでは売買春が犯罪化されていった。

1951年にはサンフランシスコ条約を締結、日本は独立する。これを受けてポツダム政令、勅令が廃止されることとなるが、米軍の駐留は継続されたため、街娼や基地売春の対策がその後も求められていた。したがって売春処罰法がない現在、暫定的な売買春措置として翌年1952年にはポツダム勅令第九条を法律化、その後売買春の根本的な法制が急務とされる。そのため1965年に売春防止法が成立するまで、48年の政府案を含めると五回にわたる、「売春等処罰法案」の提出がなされた。そのほとんどが超党派の女性議員を中心にした、議員立法案であった。これらの「売春等処罰法案」においても、「健全な性道徳の破壊」というロジックは、「風紀」「人権侵害」「性病」等とならんで記述されている。

1953年には「売春行為防止及びその取締並びに売春婦の更生保護等売春に関する諸般の問題を検討し、これに対する立法その他総合的根柢対策を協議する」売春問題対策協議会が設置された。この協議会には、各界の専門家と婦人矯風会、各省庁代表によって構成されていたが、協議は困難を極め、なかなか答申を出すことができないでいた。そのため、協議会設置後も「売春等処罰法案」が議員立法で提出され続ける。

これらの法案審議では、議員立法提出者である女性議員と法務省の対立が顕著になってくる。売買春が性道徳を破壊し、善良な風俗を害し、性病を蔓延させるもので、なくしていかななくてはならないという見解では一致しているが、そのための施策をどうするのかというレベルで対立したのである。女性議員らは保護更生を必要としながらも（「売春等処罰法案」は少数の議員による立法案であるため予算がつけられないこともあり）、売買春自体を含む「処罰重視」であったが、法務省サイドは「保護重視」の姿勢を示した。いまだ売春女性に対する保護・「更生」対策が講じられていない上、売春問題対策協議会の答申がま

とまらない状態であったため、これらの法案は可決に至らなかった。

そして 1955 年 8 月ようやく協議会答申を決定、9 月には答申「いわゆる売春問題対策について」を鳩山内閣に提出、「売春等の防止及び処分に関する法律案（仮称）」制定の必要を述べ、売春、買春、売春の周旋、場所提供、売春契約、娼家の経営・管理、売春の対償からの搾取を処罰対象にしているが、売春に関しては、悪質な場合をのぞき、保護観察処分か厚生施設に收容し、矯正処分とすることとしている。また売春への「転落」防止策としては、都道府県ごとに「婦人相談所」を設置し、「婦人補導員」制度を設けることを挙げている。この答申を終了し、当協議会は 10 月に解散した。

その翌年（1956 年）三月、総理府に「売春対策協議会」が設置され、協議会委員には神近市子・吉田賢一・宮城タマヨ・藤原道子等、売春等処罰法案を策定、推進してきた議員と各界学識経験者、各関係省庁代表ら 24 名、そして委員長には保守政界と結びつきの強い菅原通齋が就任した。この審議会の焦点は、売春行為そのものに制裁をするか否かということであった。そして四月に出された答申は「売春等の防止及び処分について」には、「売春等の防止及び処分に関する法律」の制定の必要を認めた上で、「売買春行為自体は、さしあたり刑事処分の対象としない」が、「有力な反対意見もあり、将来の問題として引続き調査検討を加える」というものであった（15）。処罰の対象となるのは、売春勧誘・周旋・場所の提供、特殊な関係（親族、雇用等）を利用し売春される行為、売春目的の契約、売春施設経営等である。こうして、「売春等処罰法案」にあった、売買春行為に対する処罰方針は消滅し、これらの法案成立に奔走してきた女性議員たちの意見は採用されなかった。

この答申を受け、鳩山内閣は売買春行為を禁止したものの、処罰規定は設けず、売春助長行為の処罰を明確化した「売春防止法案」を提出、5 月 21 日に成立した。そして「将来の問題として引続き調査検討を加え」られることもなく、現在まで存続しているのである。

#### 4) 最後に

以上見てきたとおり、売春を性道徳から罪悪視するという、性道徳的売春観が国家レベルで成立したのは戦後に入ってからである。そのことにより、売春が性道徳に反する「不道徳」なものとなり、売春女性たちは人格的になんらかの欠陥のあるものとされ、国家世策レベルにおいての教育・指導・更生の対象となっていく。事実、国家は彼女たちに精神鑑定を行い、施設に收容した上、各種教育を受けさせた。近代まで「娼妓渡世」として国家に鑑札を与えられ、その職業を保障されていた女性たちがである。これを「転落」と言わずして何というのだろうか。廃娼運動から始まった性道徳的売春観は、国家にまで普及され

ることで、全社会的に彼女たちを、「一般社会」から隔離することを可能にしてしまったのである。人身売買が問題となり、売春が「女性の人権侵害」と指摘されていたにも関わらず、結果的には、売春女性に対する合法的な人権侵害を可能にしてしまったのだ。売買春という女性に対する抑圧を（形式的であれ）解放しようとしたはずが、かえって女性を貶める結果を招いたのである。

売春女性に対する態度の変容の他、もう一点の変容を指摘できる。政府からも提出された「売春等処罰法案」は、性道德の観点から売春買春行為そのものを処罰し、売春者・買春者ともに処罰するという方針のものであった。しかし、「売春防止法」では、性道德的売春観を示す点は共通しているものの、売春・買春行為に罰則をもうけることなく、売春女性のみを保護・「更生」の必要な「欠陥」女性として位置づける方向へと変容してしまう。そして性道德的売春観は実質、女性だけに適用されるものになってしまった。廃娼運動(初期)の売春女性に対する差別意識は確かなものであったが、少なくとも女性の「貞操」を買い、自分の「貞操」を守らない男たちに対する断罪も伴っていた。しかし、これを国家が採用する際、女性を「更生」対象にしなが、男性をしないという、ダブル・スタンダードを存続させてしまったのである。

## 第二節 女性運動と売春禁止の論理

この章では売春を禁止するために奔走し、売春防止法制定の原動力となった女性議員とそれをバックアップした女性団体がどのような論理で、売買春を処罰しようとしたのか、それが売春防止法にどのように影響し、何が影響しなかったのかを明らかにしたい。したがって、ここでは女性議員の発言、文章、女性団体の動き、代表者の発言等を引用しながら見ていきたい。

### 1) 廃娼運動と女性運動の融合

#### 女性解放論の廃娼運動批判

廃娼運動の論理・特性に関して、第三章第二節にて詳しく見てきた。廃娼運動家は、売春女性を「醜業婦」と呼び、彼女たちを「更生」の必要な道德欠落者として、精神的にも物理的にも著しく「一般社会」から隔離しようとしてきた。

このような廃娼運動の心性に対して、女性解放運動家たちは厳しい批判を投げかけていた。「青鞥」の伊藤野枝は婦人矯風会を名指し、「傲慢狭量にして不徹底なる日本婦人の公

共事業」と言い放つ。伊藤は売春女性を『賤業婦』と彼女ら（婦人矯風会・注大川）は呼んでいる。私はそれだけで既に彼女らの傲慢さを、または浅薄さを十分に証拠立てることができる(1)」と矯風会の売春女性に対する、差別意識を指摘する。「彼女たちが物を観たり考えたりするときに彼女たちはいつの場合にでも自分を標準にして考えたり観たりする。そのくせ彼女たちのすべての事象に対する智識が申し分なく行き届いているかというに彼女らは決してそうではない。一人の女が生活難のために「賤業婦」におちてゆく。それを彼女たちに言わせるといつでも考え方が足りないとか、無智だからとかいっている。(省略)一概にその無知を侮辱するような傾きをもっている(2)」、「『賤業』という言葉に無限の侮辱をこめてかのパイブルウーマンが(省略)可愛そうな子女を人間から除外しようとしている。それだけでも彼女たちの身のほど知らずな高慢は憎むべきである。(3)」と売春の問題を個人の人格に求め、売春の社会性を無視し、売春女性を「欠落者」をして排除する婦人矯風会の態度を痛烈に批判している。この伊藤の指摘は、当時の矯風会等の廃娼運動の本質的な性格をみごとに捉えている。しかし伊藤は矯風会の「傲慢さ」にばかり目をとられ、公娼制を「ああした業が社会的に認められているのは(省略)男子の本然の欲求と長い歴史がその根を固いものになっている。それは必ず存在するだけの理由を持っている。(4)」と正当化してしまう。

伊藤の公娼制是認の態度は、社会主義女性解放運動家、山川菊栄によって批判をうけることとなる。「婦人矯風会とは一体何をする会なのか私は少しも知りません。(5)」と断った上で「公娼廃止運動という事はあなたがおっしゃるほど無意味な無価値な問題ではない(6)」とし、「歴史が長く根が固いということは正しい存在の理由を構成してはおりません。(7)」「売淫制度は不自然な男女関係の制定を伴って起こったもので男子の先天性というよりは不自然な社会制度に応じてできたもの(8)」であると主張、例え「男子本然の欲求であっても、女性にとって不都合な制度なら私は絶対に反対いたします(9)」と公娼制を軽視する伊藤を牽制した。事実、山川の指摘は公娼制の問題を女性の立場から社会問題としてラディカルに捉えている。

しかし、山川は「矢島さん（婦人矯風会設立者）を直接には知りませんが、やり方で見ると鳩山某女（鳩山春子）とか山脇何子（山脇房子）というような連中ほど下等ではないようですね。何しろ八十を越した年寄ですから目がかすんで物を見ちがいがいされるのも無理はありません。毎年会議の提出される案などはあの方の偶像なのです、あなただってお祖母さんの仏いじりは打ち捨ててお置きになるでしょう。あの方の仕事はそのくらいに見て

おけばいいのです。(10)」と矯風会が有する一夫一婦主義や、貞操至上主義による売春女性に対する根本的な差別の性格を、「年寄りの見間違え」「仏いじり」など見誤り、ブルジョア階級の売春差別を野放しにしてしまった。山川はこの議論で伊藤を圧倒し公娼制廃止の必要を強調することはできたが、逆に既存の矯風会等の廃娼運動に対する批判精神は薄めてしまったのだ。

藤目ゆきはこれを「山川菊栄の実質的に日本廃娼運動を擁護した論議は、伊藤のつたない議論を圧倒した。それは『新しい女』たちが無批判に廃娼運動団体と連携し廃娼運動のイニシアチヴを既成廃娼運動勢力にゆだねていゆく起点をなした(11)」と指摘するように、女性団体と廃娼運動のイデオロギー的・実践的な融合が徐々に起こっていった。

事実、廃娼運動の高揚した 1936 年、これに対抗した存娼派が「娼妓取締規則」を法律にしようとする法案を提出したことに反対して出した、「公娼制度廃止請願書」の参加団体には、婦選獲得同盟の市川房枝、母性保護聯盟山田わか、婦人矯風会の小崎千代やガントレット恒子らと名を連ねている。

このように当初、女性解放運動と廃娼運動は対立的であり、廃娼運動の欺瞞を暴くような志向性を有していたが、公娼制の問題が明らかになるにしたがって、徐々にその距離を縮め、ついに連携するようになる。これは戦後の売春禁止運動においてもっとも如実に表れ、売春女性を排除する差別的な思想を共有しながら、運動を展開してゆくこととなる。

## 2) 売春禁止運動に見る女性議員の売春観

戦後の売春ブームを背景に、売春禁止の声が高まりを見せ、国としての売買春政策の転換が希求されるようになる。その運動を主導してきたのが、1946年に女性が参政権を獲得した最初の男女普通選挙で当選してきた女性議員であった。その多くが戦前からの女性団体指導者で、背後に女性団体の支持を受け、国会議員として新法制定に邁進していく。その中で特に力を入れていたのが、売春禁止・処罰法の制定だった。

その代表的な女性が、神近市子である。ここでは神近にしぼり、その発言、文章を引用しながら、彼女の売春禁止論理を明らかにしたい。

### **神近市子**

売春禁止運動の主導的役割を果たした神近市子は、特異な経歴の持ち主である。キリスト教系の教育を受け、24歳で『青鞥』に加盟、その後脱退して「東京日日新聞社」に女性記者として活躍、26歳の時には、山川（青山）菊栄や大杉栄らと活動をともにし、社会主

義思想を傾斜していく。これを機に大杉栄と恋愛関係になったが、『青鞥』の伊藤野枝を巻き込んだ三角関係となり、その果て、神近は大杉を刺傷させるという「日陰茶屋事件」を引き起こし、二年の懲役を受けている。出獄してからは文筆活動を中心に多くの著作を出版しながら、民主婦人協会の理事、労働省婦人少年問題協議会会長なども勤め、1954年左派社会党より立候補し、衆議院議員に初当選、売春禁止法制定などに力を入れた(12)。

1952年、労働大臣から売春問題に関し諮問を受け、当時労働省婦人少年問題協議会会長であった神近市子は、同年12月に答申書を提出している。当時、1946年次長会議決定以来、売買春に対する赤線黙認政策が続いていたが、神近はこれを「公娼制度の時代とあまり変わらない有様」といい、私娼・街娼増加、人身売買、「就職難の婦人の転落を助長」を招き、「人道上、風教上及び公衆衛生上、重大な社会問題を形成している」と現状を指摘した。そして「婦人の真の解放をはかり、婦人の人権を擁護し、もつて婦人の地位の向上を実現するためには、このような状態は一日も放置しておくことは許されない」と主張し、売買春を「社会上已むを得ざる悪」とみなし、「一般子女の保護、一般社会からの（省略）隔離、性病の蔓延の防止などを理由」とした赤線黙認政策は「一部の女性の肉体をもつて一般子女を守るという考え方は基本的人権をじゅうりんするもので、民主憲法下、容認することのできぬもの」として赤線黙認主義を女性の人権擁護の観点から批判している。たしかに近代から戦後にかけて、性病予防や軍隊慰安、風紀の管理等の理由から、女性を道具のように利用し続け、ある女性たちを守るために、他の女性たちを犠牲に供するということを、政府は肯定してきた。この政府の態度は女性の人権を考える上で、到底是認できないことであるとの神近の指摘は的を得ている。

しかし、神近はこのように議論を運んでいく。現在、「売春そのものに対する罪悪感がまひしつとあり、そのために自由意志による売春が助長されている」と。先ほど「就職難の女性の転落」とあるように経済的理由から、女性たちが「転落」していくことを指摘しておきながら、今度は「売春そのものに対する罪悪感のまひ」という精神的道徳的観点から「転落」が起こるといっているのである。しかもそれを「自由売春」などという。どうやら彼女の売買春に関する一番の問題意識は「日本人の売春そのものに対する罪悪意識の軽薄さ」にあるらしい。そして「売春行為そのものを取締る法令(下線大川)」の必要性を主張するにいたる。このような「売春行為そのもの」に対する取締をもって、「売春が非合法のものである」という観念を国民に植え付けることが肝要である」という。このように売春の人身売買や就職難という側面はほとんど薄らいでしまい、売買春の問題を日本国民の売春そのも



のに対する罪悪感の欠落の問題に還元してしまうのである。

ここで神近は 1949 年国立世論調査所の「売春制度を必要とする意見が一般人の間に大多数（70%）を占めている。その理由するところは一、結婚難の今日の男性の性欲の本能を充たすため已むを得ない悪である。二、一般子女を守るために必要である。三、検診制度で取締ってもらえるので性病の蔓延を防げる」という調査結果を引用している。この結果からも彼女は、日本国民の売春そのものに対する罪悪感の欠如を嘆き、「売春街に関するこのような誤った考え方を一般人に反省させ、売春街があることがいかに女性全体を売春婦化し、男女間の性道徳を破かいしつつあるかを知らせることは目下の急務」とし、「売春制度を禁止することによつて、婦人の肉体を軽んずるということは不道徳であるということが一般化し、婦女を凌辱するような行為は、一層重大な罪であるという観念を作る」ことができるという。そして売春禁止法を制定し、「売春婦に対しては罰金拘留等の処罰のほか保護処分（下線大川）」を科し、買春と他人の売春から利益を得る行為に厳罰に処すべきとの帰結を導く(13)。もうここまでいくと最初の売春は人権侵害であるという指摘は、ほとんど消し去ってしまっている。売春を「売春そのものに対する罪悪感の欠如」の問題とし、「人権をじゅうりん」されているはずの売春女性は処罰更生の対象とされる。これは結果的に娼妓運動の売買春観と同じものである。売買春に対するラディカルな批判はまったく姿を見せず、従来どおりの古めかしい売春観にとどまっているのだ。

その後神近は、売買春の処罰を重視するようになり、ほとんど売春女性の保護という視点は欠落してゆく。1955 年神近等の超党派議員によって提出された「売春等処罰法案」の説明にたった神近は、売春女性に対する保護措置がなされていないとして法案に反対する議員に対し、「今日失業者はちまたにあふれているおりますけれども、そのごく少数の人しか職に就くことができません(省略)売春婦の問題だけに対しては完全な救護ができないから、なんら手を下そうとしない(14)」と批判し、保護措置が不十分であるからといって、売春禁止に反対するのはおかしいという。この法案は結果的に否決され、代わりに多角的に売春問題を研究し、転落貧困家庭の扶助政策を加えた上での、抜本的な売春施策をするという趣旨の「売春等に関する決議」が提出された。これに反対した神近は「転落貧困家庭の扶助政策」は、「転落する子女を誘導する役割をするのではないか」(15)と、公的扶助目当てに意図的に「転落」する家庭・子女がでてくると、生活保護策を批判するまでに至る。あくまで彼女は国民の性道徳を教化するための処罰重視方針を貫く。ここでは売春女性に対する「人権的配慮」はほとんどない。

『青鞥』の加盟経歴を経て、女性団体の指導者として女性解放運動を担ってきた神近の売買春観はほとんど婦人矯風会等、廃娼運動家と違いを見出すことが困難であるほど、イデオロギ的・実践的に融合してしまっていた。事実、彼女は売春禁止法制定促進委員会という矯風会の久布白落実が委員長を務める組織で、副委員長として、売春禁止運動とともにしていた。まさに神近市子は、女性解放運動と廃娼運動の融合の象徴的人物である(16)。

## 2) 売春禁止運動団体の売春観

売春禁止法制定に奔走した神近市子をはじめとする女性議員の背後には、運動とともにした団体の存在があった。その代表的な組織が「売春禁止法制定促進委員会」である。

1951年、GHQ勅令九号「婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令」が、サンフランシスコ条約締結に際して、自動的に廃止されることとなり、これを機に公娼制が復活するのではないかと危惧した日本基督教婦人矯風会、日本有権者同盟、日本基督教女子青年会、大学婦人協会、日本婦人平和協会の五団体が「公娼制復活反対協議会」を結成、大々的な署名活動を展開、そして勅令9号を国内法化することに成功する。この団体が、「混血児」問題を解決するために、純潔問題中央委員会を改称して純潔教育等を実施。1952年一月には売春処罰法促進委員会と改称、売春禁止法制定を女性議員に呼びかける。同年三月には参加団体が五団体から二十四団体となり、これをもって売春禁止法制定促進委員会設立となる。委員長には婦人矯風会代表久布白落実、副委員長には国会議員神近市子、日本基督教女子青年会代表植村環が就任し、当委員会は女性議員と連帯し、ロビー活動、署名運動、官庁訪問、大会開催等の活動を展開する。

この結成趣旨書では「独立国家として再出発した我国の健全な発展のためには、人格が重んぜられ、人権を基礎とする民主的政策が取られなければなりません。売春問題は今や極限に達し、このまゝに放置すれば日本は売春国として滅びざる運命にあります。売春禁止法制定促進委員会はこゝに売春を『社会上止む得ざる悪』という通念を打破し、女性の純潔を守り、健全な社会をめざして立ち上がったものであります。」と表明している。

また活動の一つとして「売春廃止対策二十七条」を作成、この成案を全国で配布する。ここではこの「売春廃止対策二十七条」の条文について見ながら、その売春観がどのようなものであるか分析したい。

「第一、淫行の売買は凡てこれを禁止する」の売買春そのものの禁止、「第三、売春の指定又は黙認地区を認めない」とあるように、現行の赤線黙認政策を否認、「第四、売春初犯のものは司法保護観察処分に付す」。「第五、保護観察婦人の居住について」では、(一)

学校、工場、寺院の付近に居住しないこと、(二)三歳以上の青年を有する家族と同居、または其家に借室しないこと」等、「健全」なる一般社会や家庭に近寄らせないために、居住制限を肯定している。これは明らかに居住・移転の自由を保障した憲法第 23 条に反する。(二)に関しては家庭の子どもを誘惑し、貞操を奪い、墮落させる「加害者」としての「醜業婦」観が如実に示されている。「第六、保護観察処分婦人の屋内に於ける監督では、(一)監察官は何時にしても屋内を自由に臨検することができる、(二)監察官は公衆衛生上必要とする措置を命ずることができる。」と(一)にあるように、公権力による日常生活への侵入が自由に行えるとした上、性病検診・治療等を強制することができるというのだ。第八では再犯者に対しては「婦人寮」「更生寮」「精神病院」「永久施設」に収容すると記載、完全に一般社会が隔離し、売春女性の自由を完全に奪うことを主張している。「第二十六 家庭及学校で正しい性教育を行うこと、第二十七 純潔教化運動を盛んにすること(一)性道徳を確立すること」と、廃娼運動以来の一貫した売買春の原因を性道徳の欠如に求める態度を呈している。いうまでもないが性道徳とは「家庭」・一夫一婦制の「貞操」のことである。

このように、売春禁止運動においても廃娼運動以来の論理が貫かれている。売春行為そのものを「貞操」という性道徳によって罪悪視し、売春女性を道徳・人格欠落者と見なし、「更生」の対象とする。そして精神的にも物理的にも著しく「一般社会」と切り離し隔離するのである。それは「人格が重んぜられ、人権を基礎とする民主的政策」の必要性を説き、国家に売春禁止を迫ったにもかかわらず、当の団体が売春女性の著しい人権侵害を肯定していたことにそれは端的に示されている。

#### 4) 売春等処罰法案から売春禁止法へ

売春禁止運動を主導した女性議員や売春禁止運動団体の粘り強い活動が、売春防止法制定の原動力になったことは間違いない。そして、廃娼運動以来の「家庭」・一夫一婦制に基づいた性道徳売春観、売春女性に対する強烈な差別意識が売春禁止運動においても根強く継承されていることも確かであった。廃娼の成功の後、次は黙認主義の撤廃と、基本的に一貫した流れがある。「貞操」という言葉が「人権」に変わりはしたが。

彼女たちは売春そのものに対する禁止・処罰と、売春・買春双方の処罰を柱とした「売春等処罰法案」を五回に渡って提出したが、ことごとく否決され、ついに実現することは

なかった。これに対し成立したのは政府法案であった「売春防止法」である。この法律は売買春自体を禁止してはいるが処罰はなく、一貫して売春そのものに対する処罰を要求してきた彼女たちは「骨抜き」だとして強く反発したが「無いよりはまし」として折れ、結果的に成立してしまう。このときのことを振り返った神近は、「売春防止法案に修正案が出た。それは男女両罰ではなく、売春した婦人のほうだけ罰する“片罰”であった。私は参議院の市川房枝さんの部屋に呼ばれた。キリスト教の関係者が二人来合わせておられた。

『片罰でもないよりはましだから、協力してください』 私は変な気持ちで討論場に出かけた(17)」と言っている。この「変な気持ち」とは一体何であったのだろう。

廃娼運動から始まった性道徳的な売春批判は国家も採用していた。そして売春女性を「道徳欠落者」として、「更生」の必要な「転落女性」と見なし、社会から隔離するというやり方も共通していた。しかし決定的に異なったのは、その対象が売春女性の方だけということである。

売春禁止運動は、男女ともに貞操を厳守させ、一夫一婦制の中に性を閉じ込めることで男女間のダブル・スタンダードを克服することを目指していた。しかし結果的に残ったのは一般婦女／転落女性（売春婦）という女同士のダブル・スタンダードだけであったのだ。政府は見事に男女間のダブル・スタンダードの問題を形骸化し、女同士のダブル・スタンダードと挿げ替えることに成功したのである。神近の感じた『変な気持ち』とはまさにこのことでなかったか。

## 第五章 「売春」の勝利 —近現代の言語分析—

この章では、近現代のまとめとして、売買春にまつわる言説の遷移を分析する。

近世・近代にかけて、売春行為や売春女性に対する認識は多元性を徐々に失い、一元化され、最終的には「売春」という言葉が“この”問題をとられる唯一の地位を占めることになる。まさに「売春」＝「女性が報酬を得るために、不特定の男性と性行為をすること」という軸への強度の圧縮が行われたといつてよい。

### 1) 娼妓解放令以前

1972年の「マリア・ルーズ事件」を期に太政官達127号、司法省達22号を發布し、近代日本は、遊女を解放することになるが、それ以前は売春行為や売春女性をどのように呼んでいたのだろうか。「マリア・ルーズ事件」前年の、1971（明治4年）太政官沙汰「各地売女渡世者の除害注意の件」や同年民部省達「遊女売婦新店開業の禁止ならびに駆梅法施設方の件」で分かるように、近世から使用されている「売女」や「遊女」を引き続き使用している。「マリア・ルーズ事件」直前の大蔵省布達127号でも「遊女・飯盛・食売並ビニ女芸者ノ類」と記している。語彙は完全に近世のままであるが、指し示したいのは売春行為をしている女性である。

### 2) 娼妓解放令

1972年の「マリア・ルーズ事件」を期に發布された、太政官達127号、司法省達22号では、売春女性を「娼妓芸妓」と表現する。売春女性として、両者を認知しているが性のみを専ら売る「娼妓」と、芸も売る「芸妓」を分けていることが注目される。芸を持つのか／性のみを売るのかという軸が存在していることを確認できる。

### 3) 近代公娼制の成立

太政官達127号、司法省達22号を發布した二日後、東京府は「自由」売春を認める方針を打ち出すが、ここでは「遊女芸子」としている。語彙は近世的であるが性を売る「遊女」と芸も売る「芸子」をセットにして、売春女性を表現するやり方は、娼妓解放令を踏襲している。翌年の近代公娼制の成立とも言われる貸座敷渡世・娼妓渡世規則では売春業を「娼妓渡世」といい、売春女性を「娼妓」といい、遊女屋は「貸座敷渡世」となる。

「娼妓解放令」から国は、売買春の取締りから手を引き、実質的な取締りは地方が担うようになる。そのため、全国各地で「貸座敷・娼妓渡世規則」が作られ、全国的に公娼制が確立していく。ここで問題になってくるのが私娼の問題である。近世では私娼問題を取

扱うときに「隠売女」が使用されてきたが、近代においては私娼行為に「密売淫」「私娼」「売淫」を使用するようになる。「淫売」という語は、曾根ひろみが詳細に検証しているように、倫理的な観点から非難する語である。曾根はこの語が積極的に廃娼運動の中で使用され、それが「醜業婦」「賤業婦」が示すような、売春女性への蔑視を内包していたことを指摘している(1)。この解釈はまったく正しいが、政府の「売淫」の使用法には触れていない。政府は「売淫」という語を私娼を貶める意味合いで使用しているのである。「密売淫」のように「密」が私娼を示し、「売淫」は純粋に「売春」の意で使われているように感じるが、公娼である「娼妓」の売春行為には「娼妓渡世」「娼妓稼業」(2)「娼妓稼」(3)が使用され、(少なくとも文書上は)「売淫」は使用されない。公娼たる「娼妓」にはなんの倫理的非難をしておらず、正当な「職業」と政府が認定している証拠である。

また「売淫」だけではなく「醜業」や「醜業婦」という語も使用している。これは「からゆき」さんなどの国際的売買春が問題になり、国際的な体裁を気にした政府が「国家の恥辱」として、売春行為や売春女性を非難する趣旨で「醜業」を使用されているのである。

「醜業婦」については、外国人売春女性が日本に入ってくることを恐れて、この語を使用している(4)。つまり単なる売買春というレベルの問題としてではなく、ナショナリズムと売買春と私娼問題が重なったとき使用されているのである。

#### 4) 公娼制の揺らぎ

1920年代から国際連盟の「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」を期に、国内の公娼制に揺らぎが生じ、帝国議会でも六回にわたる廃娼法案が提出され、国内の存娼・廃娼議論が活発になってきた。このような情勢の中「公娼」という言葉が頻繁に使われはじめる。私娼／公娼という軸である。私娼に関しては公娼制成立時の私娼問題として以前(1973年改定律令 犯姦条例)から使用されていたが、公娼制の大条件である公娼については「娼妓」が使用されており、あまり使われてこなかったのである。議論の中では「公娼」「娼妓」が併用されている。また以前は「娼妓芸妓」セットで使われてきたが、ほとんど「芸妓」は省略され、芸を売ること／売らないのかという軸は薄らいでいく。

売春行為に関しては、「売淫」「売娼」「売娼」が公私娼問わず使われ始める。以前は法律上、公娼たる娼妓には「売淫」は使用されず、「娼妓渡世」等を使用し、もっぱら私娼や、国際的売買春に「淫売」が使用され、区別されてきたが、公娼廃止の議論の中では区別されなくなっている。

#### 5) 戦争・ファシズム体制

戦争・ファシズム体制の中、国民の肉体改造、民族衛生等が国の重要関心事になってくる。そうした観点から、性病が売買春のものだという認識から全国民の問題となり、優生領域となっていく(5)。しかし戦局が悪化し、次第に長期化するにしたがって、国民の不満解消、兵士の慰安として売買春が用いられるようになる。公私問わず国家に認められ、売買春業は「慰安的営業」となり、「慰安所」「接待所」と呼ばれ、売春女性も公私娼区別なく総動員されていることから、「従業婦」「娼酌婦」「慰安婦」「接待婦」と呼ばれた。まさに非常時という名目で全公娼化が行われたのである(6)。

## 6) 戦後

終戦直後、警保局長通牒「外国駐屯地における慰安施設について」(7)によって、占領軍のための国家売春が容認される。このなかでは、公私区別なく売買春に総動員されていた従業婦を意識してであろうが、国家売春に供される女性を「芸妓、公娼妓、女給、酌婦、常習密淫売者」から優先的に投じることを支持している。売春行為は完全に「売淫」で統一されている。

その後GHQにより、公娼制が廃止され公私娼が名目上いなくなると、「売娼婦」「接客婦」「売淫者」がもちいられ、ほぼ性を売るか／売らないかという軸のみを指す言葉が登場してくる。その後「パンパン」「闇の女」などが大きな社会問題となり、「売春等処罰法案」が提出され、「売春」という言葉が使用され始める。この時期には、「売春」と「売淫」、「売笑」が同意で併用されているが、「売春防止法」制定ころには「売春」が定着し、徐々に「売淫」「売笑」は使用されなくなり、「売春」に一本化されていく。

## 7) 最後に

明治に入ってから、売春行為や売春女性を捉える言葉は、多元的に存在してきた。性を売るということだけではなく、芸を売るか／売らないか、公娼／私娼、国外／国内、などさまざまな軸がその時代によって、重視されたりされなかったりするるのである。たとえば、公娼制の中では公娼／私娼の軸こそがもっとも重要であり、公私区別せず、性を売るという軸だけで、売春女性を捉える言葉は登場してこない。その時代時代によって、細かく言葉を使い分けているのである。そして、最終的には「売春」という性を売るか／売らないかという軸のみを指す言葉へと一元化していく。まさに、さまざまな軸を削ぎ落とし、「売春」というカテゴリーへの圧縮が起こったのである。

## 終章 結論

### 第一節 私たちにとって「売買春」とは何か

本論文の課題である、私たちにとって「売買春」とは、どのような問題であるのかということ、各章の結論をまとめながら考察していく。

私たちの社会において「売春」とは、序章で述べた通り「女性が報酬を得るために、不特定の男性と性行為すること」である。つまり①女性主体の行為であり、②報酬を目的とした、③不特定の男性との性行為であるということ、この三つで「売春」を構成している。また序章1) 売買春をめぐる議論で指摘したとおり、「売春」には嫌悪や罪悪などのネガティブな感情・意識が伴っている。

#### 1) 本論分概要

しかし上記で見てきた「売春」に対するネガティブな感情・意識—売春嫌悪と言いつてきたが—は本当に普遍的なことであろうか。この売春嫌悪の歴史性については第一章で扱ってきた。中世の特に平安後期～鎌倉初期には売春嫌悪を確認することができない。当時売春行為をしていたと考えられている女性たちは、非常に高い地位を保有しており、賤視の対象ではなく、現在考えるような低俗な行為としても捉えられていなかった。しかし売春女性たちは徐々に地位を落とし、賤視されるようになる。近世に入る頃にはこのような傾向は一般化し、売春嫌悪は確立したといった。

近世の売買春観の特徴は脱性道徳的売春観、階級性・多元的、分断の不在である。売買春に対する賤視は一般化していたものの、売買春自体に対し何の道徳的批判はなされなかった。近世に成立した公娼制は地域・区域の限定性を重視した、治安・風俗・経済の論理に基づく売買春公認制度であり、売春自体に対する道徳的判断はまったくなされておらず、脱性道徳的売春観なものであった。また売春女性はきわめて階級的であり、地位の高く尊敬されている売春女性もいれば、最下層で差別されている人もいた。さらに年季が明ければ一般社会から拒絶されることもなく一般社会に復帰することができ、その地位は流動的であった。しかし近世後期になるにしたがって、売春女性の階級性・多元性は薄らいでいき、全体として地位を低下させられていく(一元化)。売春行為のみを生業とする女性が徐々に増えていき、それにもなって売春女性全体をひとくくりに捉え、賤視するような視点が登場してくる。近現代とは違い、売春に対しては終始脱性道徳的であったが、後期に関しては近現代の「売(買)春」という概念の誕生の基礎となる部分が成立していった。



近代の売買春政策は、近代公娼制に代表されるように近代国家の確立・発展の論理で動いていた。近世公娼制からの主要な目的である、治安・風俗・経済の論理に、近代特有の「売春一人身売買」と「売春一性病」という問題意識を加え、強制的性病検診、鑑札制度を導入する。このように再編成された近代公娼制は、国際的体裁重視の形式主義的なものであり、脱性道徳的な売買春政策に終始した。廃娼の論議もなされたが、如何に現状を維持しながら、国際的な体裁を繕うかというかという関心問題から発したもので、根本的に売買春をなくすという気は毛頭なかった。売春女性はその時々々の政府の重要課題に翻弄され、犠牲を強いられ、ついに救済・解放されることはなかった。

近代における国家の態度は脱性道徳的売春観に終始したが、一方で売買春を性道徳から批判するという新たな視点が誕生してくる。近代になって始めて表れてくる一夫一婦制に基づく「家庭（ホーム）」という家族形態は、「性を一夫一婦制の制度的関係のなかに封じ込め、家庭を婚姻外の性から遮断しなければならないという」性道徳を有していた。これが厳守されている状態を「貞操」「純潔」という。この「家庭（ホーム）」の立場に立ち、「貞操」という性道徳をもって売買春を否定したのが廃娼運動である。彼等の特徴はその「貞操」という性道徳を崇高な「天理」として絶対視する、貞操至上主義にある。この「貞操」という性道徳に基づく売買春批判によって、売買春そのものを「不道徳」なものとして否定することが可能となった。そして彼等は売春を「貞操を売る」と表現し、一夫一婦制・「家庭」の性道徳である「貞操」を売る、不道徳な行為として糾弾する。そして売春女性は性道徳である「貞操」を売る「不道徳」な人間として断罪される。しかも売春女性は、家庭内に「侵入」してくる性にとらえられ、「家庭」の成員たる夫や子どもを誘惑し、彼等の「貞操」を略奪する「加害者」でもあった。このように売春女性は二重に「不道徳」な人間として「醜業婦」と呼ばれ、「健全」な一般社会から物理的にも精神的にも激しく隔離されたのだ。それだけではない。性道徳に基づく売春批判は、売買春問題を個人の人格に還元してしまい、その結果売買春問題の社会的性質を薄め、見えないものにしてしまった。だれもが売買春を当然視し、売春女性を苦役から救ってはくれない中、廃娼運動は彼女たちを救済するという大きな役目を果たしたことは間違いなかったが、この最後の頼みであった彼等がもっとも激しく売春女性を糾弾し、貶める人間であったということは非常に悲劇的なことでもあった。

戦後国家の売買春政策のロジックに変化が起こる。戦後の売春ブームを機に国家の売買春政策のなかにも廃娼運動によってもたらされた、性道徳による売買春否定の論理が登場

しはじめたのだ。その後売買春そのものを処罰する法整備が急務とされるようになり、「売春等処罰法案」が数回にわたり提出され、ついに「売春防止法」が制定される。廃娼運動が有していた性道徳による売買春批判が国家レベルで採用されるということはどのようなことか。それは売春が性道徳に反する「不道徳」なものとなり、近代まで「娼妓渡世」として国家に鑑札を与えられ、その職業を保障されていた女性たちが、人格的になんらかの欠陥のあるものとされ、国家世策レベルにおいての教育・指導・更生の対象とされるようになることを意味した。まさに「転落」そのものである。廃娼運動から始まった性道徳的売春観は、国家にまで普及されることで、彼女たちを激しく「一般社会」から隔離してしまった。人身売買が問題となり、売春が「女性の人権侵害」と指摘されていたにも関わらず、結果的には、売春女性に対する合法的な人権侵害をも許容してしまうのである。

売春防止法制定の影には女性議員と女性団体による粘り強い売春禁止運動があった。このような運動が売春防止法制定の原動力になったことは間違いない。しかしその運動は、廃娼運動以来の「家庭」・一夫一婦制に基づいた、性道徳売春観、売春女性に対する差別意識を内包していた。彼女たちは売春そのものに対する禁止・処罰と、売春・買春双方の処罰を柱とした「売春等処罰法案」を五回に渡って提出したが、ことごとく否決され、ついに実現することはなかった。これに対し成立したのは政府法案であった「売春防止法」である。この法律は売買春自体を禁止してはいるが処罰はなく、一貫して売春そのものに対する処罰を要求してきた彼女たちは「骨抜き」だとして強く反発したが結果的に成立してしまう。廃娼運動から始まった性道徳的な売春批判は国家も採用していた。そして売春女性を「道徳欠落者」として、「更生」の必要な「醜業婦」と見なし、社会から隔離するというやり方も彼女たちと共通していた。しかし決定的に異なったのは、その対象が売春女性の方だけということである。売春禁止運動は、男女ともに貞操を厳守させ、一夫一婦制の中に性を閉じ込めることで男女間のダブル・スタンダードを克服するという目的を持っていたが、結果的には女同士のダブル・スタンダードだけが残った。政府は見事に男女間のダブル・スタンダードの問題を形骸化し、女同士のダブル・スタンダードと挿げ替えることに成功したのである。

## 2) 結論

### 性道徳的売春観と「売春そのもの」

売買春に付きまとう嫌悪・罪悪感というネガティブな意識は中世から始まっているが、売春行為そのものが「不道徳」なこととして嫌悪されるという前提は、近代の「貞操」と

いう観念からの売春批判によってはじめて成立した。そしてこの「貞操」とは一夫一婦制に基づいた「家庭（ホーム）」の性道徳であり、一夫一婦制・「家庭」の存在を前提としている。したがって売春行為そのものが「不道徳」であるという観念は、一夫一婦制と、それに基づく「家庭」から派生したものなのである。売春行為そのものを問題にするという視野の在り方は、一夫一婦制・「家庭」との対比においてはじめて成立したのだ。

しかし、一夫一婦制・「家庭」の性道徳である「貞操」が至上原理として価値を有するようになったのは、売買春を「不道徳」なものとし従属させることによって、はじめてその安定的な地位を得るものでもある。したがって売買春そのものが「不道徳」であるという観念と一夫一婦制・「家庭」に基づく貞操至上主義とは、どちらが先に成立したということではなく、互いが互いを前提とするような、共依存関係にあるということに注意しなければならない。

しかし確かにいえることは、一夫一婦制に基づく「家庭」という事象は売買春行為の成立より、はるかに新しいものであるということである。したがって売買春が成立した時点から、それそのものとして、「不道徳」であったはずはない。また嫌悪の感情が向けられていたとしても、それは道徳的視点からではなかった。

### 「貞操」の一般化と「女の二分」

この「貞操」という観念が廃娼運動のみならず、一般道徳観念として社会に普及するとき、一種の変質をともなっていた。廃娼運動が「信仰」してきた「貞操」というものは、本来男女両性のセクシュアリティのあり方を拘束するものであり、男性を女性に求められてきた性道徳レベルに引き入れることで、男女間のダブル・スタンダードの是正をしようとするものであった。そして「貞操」に反するようなあり方である、売春女性、妾、買春男性等を「不道徳」な「人格欠落者」として激しく糾弾し、「あるまじき」行為として断罪することで「貞操」観念を至上原理と位置づけ、普及させようとしたのである。

しかし戦後の売買春政策に端的にしめされるように、売春そのものを性道徳の観点からよからぬものと位置づけるものの、男女間のダブル・スタンダードは骨抜きにし、売春女性を性道徳観念の欠落した「更正」されるべき人間とみなす廃娼運動の世界観だけを取り入れ、「貞操」を女性のみを拘束し、女性を二分する規範へと姿を変えてしまったのだ。本来の目的を達せするどころかより深刻な分断を生んでしまった。

### 売春と一元化

最後に売買春を捉える軸に一元化が起こったことを指摘しておく。売買春を捉える軸は

中世・近世・近代国家と実に多く存在していた。たとえば近世では驚くほど多くの名称が売春女性につけられ、階級的であり多角的な捉え方がなされていた。その代表的なものが、上級／下級、芸を持つ／芸を持たない、表看板を持つ／持たない、公娼／私娼などである。近代国家の売買春観に関しても、同様の傾向にあり売春行為や売春女性を捉える言葉は、多角的に存在してきた。性を売るということだけではなく、芸を売る／売らない、公娼／私娼、国外／国内、などさまざまな軸がその時代によって重視されたりされなかったりするるのである。特に近代公娼制の中では公娼／私娼の軸こそがもっとも重要であり、公私区別せず、性を売るという軸だけで、売春女性全体を捉える言葉はあまり登場してこない。

なぜこのように多角的に存在してきた売買春をめぐる言葉の中から、特に「女性が報酬を得るために、不特定の男性と性行為すること」を意味する「売春」という言葉が選ばれ、その価値を拡大させていったのか。それは一夫一婦制に基づく「家庭」の性と表裏一体の観念であったからである。一夫一婦制内の性とは、互いに特定の相手との性交を意味するものであって、これは不特定の相手と性交との関係において存在するものである。そして一夫一婦制とは単に男一人に女一人ということの意味するのではなく「愛情」の存在を含意した関係である。「一男一女天理に順ひ愛情の一致するところに由り生涯相扶け相保たんと欲して婚姻するもの(1) (下線大川)」こそが一夫一婦制なのだ。したがって「愛情」を媒介しない性というものとの関係において、はじめて認識できるものである。つまり一夫一婦制の性が「一夫一婦制の性」であるためには「不特定の相手との性交」と「愛情に基づかない性」が存在しなければ、その地位を確認することができないのである。そうして「報酬を目的にした性交」「不特定の相手との性交」という視野が必要となるのだ。「女性が報酬を得るために、不特定の男性と性行為すること」を意味する、「売春」という語が他のさまざまな次元の言葉の中から特に採用されたのは、そうした理由からであった。

したがって一夫一婦制に基づく「家庭」が台頭すればするほど、それと対照的な「売春」がその地位をしめることとなる。

## 第二節 売買春の是非

本論分では売買春の歴史を通して私たちにとって、「売買春」とはどのようなものなのかということを考えてきた。序章では私たちの「社会的現実」である「売買春」がどのように形成されていったのかを明らかにした上で売買春の是非を考えるべきであると主張

した。そこで最後に結論を踏まえて売買春の是非を考えたい。

売買春の是非がどのような困難に直面しているかということについては序章の「売買春是非をめぐる二つの困難」でふれたが、まずは橋爪大三郎と瀬地山角の①売買春そのもの(売春自体)を否定することはできない、②当事者の自由意思・合意に基づく売買春を否定できないという主張である。もう一方のセックスワークからの主張であるがここでは「売春そのものの是非」という問題を中心に考えてみたい。

#### 「売春そのものの是非」という問題

「売春が悪である、という素朴な倫理感情には、根拠がない。(2)」

「売買春それ自体を排除する思想は、ドグマティズムとしてしか、可能でない(3)」

わたしは当論文において、売春をめぐる嫌悪・罪悪というネガティブな意識は普遍的なことではなく、中世において徐々に嫌悪の対象となったこと、そして売買春そのものが性道德の観点から「不道德」なものとして非難の対象となったのは、一夫一婦制に基づく「家庭」の性道德の成立によってはじめてもたらされたという結論を導いた。

これは一見「売春がわるい」ということは、自明のことではない(つまり構築されたということ)ということであるから、橋爪の上記の主張を根拠付けるもののように見えるかもしれない。

しかしそうではない。売買春にまつわりつく嫌悪感や、売買春そのものに対する道徳的批判は、歴史的に構築されてきたものであるが、構築物であることはそれが無効であるということの意味しない。むしろ歴史的な根拠があるということである。

売買春にまつわる嫌悪の感情がはじまるのは、天皇の地位の低下が直接の原因となっていた。たとえばそれまで賤視されることもなく高い地位を有してきた売春女性が中世において急激に地位をおとし、ついに賤視されるようになったのだが、それは天皇の社会的地位の失墜と密接に関係している。売春女性の地位が非常に高かったのは、天皇の地位に依拠するところが大きかったため、反天皇勢力が台頭することによって天皇とともにその地位を低下させたのである。

また売買春そのものが「不道德」であるという観念の成立は、一夫一婦制・「家庭」に基づく「貞操」という性道德の成立と、密接に関係しながら形成されてきた。つまり近代の新しい家族形態の登場と普及の過程に、「家庭」と表裏一体の観念として同時進行的に成立してきたのであり、売春が「家庭」の相反するものとして、負の位置づけがなされなければ

ば、「家庭」は「家庭」足り得なかったし、またこれほど普及することもなかった。決して、売買春が悪であるということは、根拠のないことではなく、ましてドグマなどではない。

そもそも、売買春という行為そのものに、本質的な意味や価値などあるだろうか。ある行為がある意味を持つのは、その行為が社会的にどのような関係の下に置かれているか(どのように位置づけられているか)ということにおいてのみ成立する。したがってその行為が単独で有する価値や意味などない。売買春そのものが「悪」の価値付けをなされるのは、「家庭」という家族形態が、この社会において高い地位を占めるということの裏の事象であり、売買春そのものが本質的に価値や意味を持つわけではない。

しかし、これらは「売買春」という私たちにとっての問題がどのように構成され、認知されるようになってきたのかというレベルのものである。したがって私たちの視野の在り方としての「売買春」ではなく、単なるそれが示す「女性が報酬を得るために、不特定の男性と性行為すること」という行為がいいか、悪いか考えるということは可能であるかもしれない。

売春行為そのものがわるいと言える根拠として「性と人間は切り離せない」というものがありえる。性は物象のように存在するものではない。人間の身体と不可分な性質をもっているものであり、人間の(たとえ一部であっても)売買が「悪い」とされるこの社会において、性を売買することは人間と切り離せないものを売買することであり、売春行為そのものが「悪い」というものである。

しかし、これはすぐさまこのような批判がさらされる。労働力と労働との関係と何がちがうのかと。労働力は人間の身体と不可分な性質を持っているにもかかわらず、労働そのものが「悪い」ものとして、売春行為のような批判にさらされることがない。これはどうしてか。確かに性は人間の身体と切り離すことができない、したがって人間と切り離せないものを売買しているかもしれない。しかし労働もまったく同じことが言えるのであり、売春行為が「悪い」とするならば、それは労働と同程度のものであるはずであると。

このような発想から売春は労働と変わりはないという、「セックスワーク」の主張がなされる。売春は性そのものを売っているのではない。「性的サービス」を売っているのであり、他のサービス業と変わりはないと。確かにそうである。「性を売っている」といってもセックスは行為であり、お金と引き換えにある行為をするということは、サービス業一般で行われていることである。たとえばマッサージ業は、体を揉み解すという行為に対し、

報酬を得ている。そして、その行為を売るということに対して「人間と切り離せないもの」を売ってしまったとは言われたい。セックスワーカーにしてみれば、上野千鶴子がいうように『売春』とは売り手にとっては経済行為にすぎ(4)ない。これはサービス業と同様である。

しかし、しっかりこないことがある。セックスワーカーは確かに「サービス」に対価を受けている。しかし、本当に性交等というサービスのみに対価を受けているだろうか。純粋に性的な快感を得るため、または性的欲求を充足するために、そのサービスに対価が支払われるとしたら、その行為に熟練した性労働者であるほうが高い報酬を得るはずである。実際マッサージ師はそうである。しかし、性労働では「年増」の女性より若い女性に、「ブス」よりは美しい容姿の女性に高い報酬が支払われる。若いということ、あるいは美しいことは、そのサービスに熟練し、高い質のサービスを提供できることを意味しないにもかかわらずである。したがって、売買春は「性的サービス」以外のなにかに対しても、対価が支払われていると推測できる。

しかし「セックスワーク」議論の中の「性的サービス」を売っているという主張は、本質的にそれのみを売っているかどうかということはさておき、ある議論に対する異議申し立ての意をこめて、行われてきたことを注意しなければならない。「すべての議論は、他の議論に対する反論、異論である(5)」。

その議論とは、売春を「体売る」「性売る」「女性に対する人権侵害である」「性暴力である」「人の尊厳・人格を侵すものである」と捉えるものである。売春行為をこのように定義するという事は、売春女性が身体をなくした奴隷、あるいは人権が侵害された、性暴力にさらされた「被害者」として、「尊厳」を侵された存在とされてしまうことを意味した。さきほど述べた通り、『売春』とは売り手にとっては経済行為にすぎ(4)ない。その行為をしたということのみで、彼女たちが「主体」でなくなり、人間としての「尊厳」や「人格」を侵された存在となるなどと、受け入れられるはずがない。したがってワーカーたちが「性的サービス」を売っているのだと主張する背景には、「私たちは売春をしたからといって、人間としての尊厳・人格を侵されたりしないし、わたしがわたしであることはかわらない、まして人格や性そのものを売ったりしない」という意味をこめてのことなのである。元セックス・ワーカーの鈴木水南子は、「わたしはある本のなかでも、売春が『人格崩壊』『自己破壊』と書かれているのを見ました。もちろん、私はその言葉がある意味では間違っていないことや、そのような言葉を使わざるをえないという気持ちもよくわかっ

ているつもりです。なにしろ私はその現場にいたのですから。しかしこれは事実と反する言葉です。(省略) 心は、どんなに深く傷つけられたとしても、その人が生き続ける限り崩れ去ってなくなることはありません。(省略) そもそも、この世で懸命に生きている人間に対して、その人の人格を『崩壊』などと形容することはひどく無礼なことではないでしょうか(6)」

こうしてセックス・ワーカーたちは、人格や人間としての尊厳を直接、性と結びつけることに異論を唱えはじめる。そして売春女性に対する差別を撤廃するために、性と人格の分離を主張する。上野は、「性を人格と結びつけることで『売春』という経済行為を性行為と同一視する視点だけが、売春婦をスティグマ化(7)」するとして、「長期的には『近代パラダイム』(性と人格を結び付けて考えるという規範 注大川) そのものを解体しなければ『売春婦差別』はなくなる(8)」と主張する。しかし性と人格が切り離せないということ自体が、それほど不当なことであろうか。はたして「ある人の性行動(売春)によって、その人の人格や人間性が無視されたり、穢れたものとスティグマを負わすこと」は「性が人格と切り離せないということ」から起因し、それを解体して切り離されなければ、性行動によってスティグマを負わされることから免れないだろうか。私は、性が人格(人間)と切り離せないものがあるという事実と、性行動によってスティグマを負わせるという現在の事象は、(関連することはあっても基本的に)別のことであると思う。

事実、私たちは性と人格を結びつけることに相当の価値を認めている。たとえば「性の自己決定権」は正当なものとして考えられている。(詳細な定義はあるが)これは要するに「自分の性に関することは他人に決められずに、自分で決めることができる」ということである。なぜ私たちはこの権利を正当なものとして擁護すべきであると考えたのか。もし、性が人格(人間)と切り離すべきであるとしたら、「性の自己決定権」など主張されえない。当人の性を他人に決定されたとしても、本人に大した影響はないということになり、性のあり方を、他人が決定することの不当性は失われてしまう。それでも私たちは自分の性を他人に決定されることを、不当であると感じるのである。それは性と人格(人間)の結びつきに、相当の価値を見出しているからだ。

しかしこう反論するかもしれない。「性を他人に決定されることが不当なのであり、自分が自由に決定した売買春は正当である」と。確かに「性の自己決定権」という枠組みのなかだけでそれを考えるならば、他人に決定されない、自分の意思に反しない売買春は「正当」なものとなるだろう。しかし社会全般の事象をみれば、自分が決定した、あるいは自



分の意思に反しないということのみで、すべての行為が正当化されたりしない。ある殺人者が殺人を行って、それを「それは自分が決定した、自分の意思に反することではない」といったとしても、殺人行為が正当性をもつはずもない。自由は至上原理ではない。

そしてこのような結論にたどり着く。私たちは性と人格（人間）がつながっているということに相当程度、価値を見出している。そして自由に決定すること、自分の意思に反しないということが、すべての行為を肯定するものではない。したがって「性と人間は切り離せないので、その人間と切り離せないものを売買する売買春行為は悪い」というロジックは完全に否定できるものではない。私はその限りにおいて、売買春は悪いと主張する。

しかしこれは倫理レベルの話であり、現実の売春女性を取り巻く現状を改善するためには、私は売春を非処罰化し、労働に含め、労働法下におくべきであると考えている。これは現実の問題を解決する手段としてである。売買春そのものが悪いとしても、「まったくの自由意志によって行われ、本人（売春女性）の意思に反する行為も終始行われることなく、契約通りの対価の受け渡しが行われた売買春」と「売買春そのものが悪であるということの一貫性を重視するあまり、売買春を社会制度として犯罪化し、そのことによって、到底許されない人権侵害が、止むを得ないものとして、是認されてしまうこと」とを天秤にかけたとき、後者の方が社会上許されるべきではないという現実的判断によるものである。

また最後に「売買春そのものを否定できるか」という問い自体が、売買春の問題を考える上でそれほど重要な観点ではないという点を付け加えたい。売買春が問題として扱われるとき、現実の売買春がどのように行われているのか、そして私たちにとってそれはどのようなことなのか、ということを絶えず考えていくこととそれが最も重要なのであり、現実との照らし合わせを怠ったまま、論理ゲームのごとく売買春の問題を取扱うべきではない。これら以上をもって結論とする。

### おわりに

ゼミを履修しはじめてからの二年間、私は売買春そのものの是非について頭を悩ませていたが、加藤教授がその切り抜けるひとつのヒントを下さり、つたないながらもそれを私なりに解釈することで、今回の結論を出すことができた。加藤教授のこのご示唆がなければ、この結論に至ることはなかった。このことに感謝するとともに、日ごろのご指導に改めて感謝と敬意の意を表したい。

大川 直美

## 序論 参考文献・注釈

- (1)瀬地山角「よりよい性の商品化に向けて」江原由美子編著『フェミニズムの主張』勁草書房（1992）62頁、82頁(8)
- (2)曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館（2003）202頁(9)
- (3)NHK「日本人の性」プロジェクト編『NHK日本人の性行動・性意識データブック』251頁
- (4)橋爪大三郎「売春のどこがわるい」江原由美子編著『フェミニズムの主張』勁草書房（1992）2頁12~13行目
- (5)橋爪「前掲論文」2頁15~16行目
- (6)橋爪「前掲論文」11頁6行目
- (7)橋爪「前掲論文」11頁3行目
- (8)瀬地山「前掲論文」59頁14行目
- (9)瀬地山「前掲論文」60頁1行目
- (10)瀬地山「前掲論文」56頁3~5行目
- (11)瀬地山「前掲論文」57頁11~13行目
- (12)フレデリック・デラコステ、プレシラ・アレキサンダー編者『セックス・ワーク——性産業に携わる女性たちの声——』パンドラ（1993）7頁17~18行目
- (13)宮淑子「性の自己決定とフェミニズムのアポリア」『〈性の自己決定〉原論』紀伊国屋書店（1998）81頁7~8行目
- (14)曾根ひろみが、遊郭の高級遊女から最底辺の街娼まできわめて階級的に存在していた近世の売買春を、「娼婦」として平板に一括して扱うことは、近世の売買春の構造を明らかにすることができないとして、中山太郎『売笑三千年史』を批判している。曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館（2003）第一章、21頁
- (15)曾根前掲書、第一章、11頁、15~16行目
- (16)三省堂国語辞典 第四版（1993）
- (17)日本国語大辞典 第二版 小学館（2001）
- (18)福武国語辞典 福武書店（1989）
- (19)旺文社国語辞典 旺文社（1993）
- (20)新装改訂 新潮国語辞典—現代語・古語—(1982)
- (21)学研国語辞典 第二版（1988）

## 第一章 参考文献・注釈

- (1) 網野善彦『中世の非人と遊女』明石書店(1994) 215 頁三行目
- (2) 大和岩雄『遊女と天皇』白水社 1993 205 頁「遊女との間に皇子をもうけた後白河法皇」参照
- (3) 大和 岩雄『前掲書』207 頁「遊女を母とする公卿たち」参照
- (4) 網野善彦『前掲書』218 頁 3 行目
- (5) 網野善彦『前掲書』218 頁 10 行目
- (6) 大和岩雄『前掲書』306 頁 「第十三章 なぜ小松天皇の皇女を遊女の祖としたか」参照
- (7) 当時の遊女・白拍子が「性＝聖」的な存在であったという証拠に、彼女たちは「あこほど」(『梁塵秘抄』から)と呼ばれていたことがある。「あこ」とは「吾子」であり、可愛い子、特に寵愛する女性のことを指し、「ほど」は「陰(女陰)」のことで、彼女たちは愛情をこめて女性器と呼ばれていた。当時、男女陰陽形は子孫繁栄・招福の象徴として、神事仏事の聖物であった。このことから、女性器と呼ばれていた遊女・白拍子等が性的でかつ聖的な存在であったことがわかる。単に天皇に仕えていたことからのみから聖的であったわけではないのである。大和 岩雄『前掲書』228 頁『「あこほど」といわれた遊女」参照
- (8) 網野善彦『日本社会と天皇制』岩波書店 (1988) 岩波ブックレット ; 108 29~30 頁
- (9) 網野善彦『日本社会と天皇制』岩波書店 (1988) 岩波ブックレット ; 108 31~34 頁
- (10) 網野善彦『日本社会と天皇制』岩波書店 (1988) 岩波ブックレット ; 108 55~57 頁
- (11) 網野善彦『中世の非人と遊女』明石書店(1994) 222~223 頁

## 第二章 参考文献・注釈

- (1) 「畜類」は必ずしも、人間を貶めるために「動物」を用いるというものではなく、「男女のきわめてこまやかな情交」や、「畜類奴」と接尾語をつけて「自分の心を迷わす女性に對して」や「仲のごくこまやかな男女や状況に對して、やきもち半分にけなしている語」としてしようする場合もある。洒落本や滑稽本に使用例あり。(日本国語大辞典 第二版 小学館)
- (2) 「淫女皮肉論」洒落本大成編集委員会『洒落本大成』第 18 卷／中央公論社(昭和 58 年) 334 頁、9~11 行目
- (3) 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館(2003) 第一章 32 頁、10~11 行目

- (4) 文脈からすると「買女」＝「売女」であるようだ（他の文章でも遊女をさしているため）。「売女」については後ほど詳しく分析する。
- (5) 「白狐通」洒落本大成編集委員会『洒落本大成』第18巻／中央公論社（昭和58年）  
222頁下段14～15行目
- (6) 前掲書、223頁下段17行目～224頁上段1行目
- (7) 牧英正『人身売買』岩波新書（1971）146～147頁参照
- (8) 小林雅子「公娼制の成立と展開」『日本女性史—近世—』第三巻 東京大学出版会（1982）155頁8～9行目
- (9) 曾根『前掲書』第二章 五 公権力と売春／終章 近世売買春の構造参照
- (10) 小林『前掲書』152頁、3～6行目
- (11) 小林『前掲書』138頁、5～9行目
- (12) 曾根『前掲書』25～29頁参照
- (13) 喜田川守貞著『近世風俗志 合巻 原名守貞漫稿』朝陽舎書店（大正4年）第19編 70頁下段4行目～71頁上段8～10行目

### 第三章第一節 参考文献・注釈

- (1) 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館（2003）155頁、11～13行目
- (2) 藤目ゆきは、近代公娼制を「軍隊慰安と性病管理を機軸とした国家管理売春の体系であり、近代国家の建設—とりわけ強力な軍隊の建設—の利益と結合して誕生した制度」（51ページ）としているように、近代公娼制特有の事項として、の性病管理の側面を全面に押し出している。しかし近代日本の初期（「貸座敷・娼妓渡世取締り規則」以前）に関しては、国家が性病に関心を払うようになってはいたものの、性病の国家的管理まで念頭にあったとは思えない。「貸座敷・娼妓渡世取締り規則」に見るように、近代に入って性病の位置づけが変わり、娼妓梅毒検査が必須事項になった明らかであるが、近代（少なくともファシズム体制前）のもっとも主要な関心は、国際的体裁からの「人身売買」問題であったと私は考える。藤目ゆき『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ—』不二出版（1997）第一篇第一章参照
- (3) 藤野豊『性の国家管理—買売春の近現代』不二出版（2001）91頁12～13行目
- (4) 藤目『前掲書』84頁、5～7行目
- (5) 藤野『前掲書』第二章第四節参照

## 第二節 参考文献・注釈

- (1) 牟田和恵『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性』新曜社 123 頁、  
2~3 行目
- (2) 鈴木裕子編集『日本女性運動資料集成 第9巻 人権・廃娼2 廃娼運動の昂揚と  
純潔運動への転化』不二出版(1998) 385 頁 上段 3~4 行目
- (3) 牟田『前掲書』122 頁 11~12 行目
- (4) 小山静子『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房(1999) i i 頁 5~7 行目
- (5) 小山『前掲書』第一章第一節／牟田和恵『戦略としての家族—近代日本の国民国  
家形成と女性』新曜社第三章第四節参照
- (6) 伊藤秀吉『日本廃娼運動史』(昭和6年) 106 頁、10 行目
- (7) 市川房枝編集・解説『日本婦人問題資料集成 第一巻 人権』ドメス出版(昭和  
53年)  
四—51「廓清会趣意書及び規則・発起人」参照
- (8) 小野沢あかね「1930年代の廃娼運動—廃娼運動から性教育へ—」『史学雑誌』106  
編7号(1997)
- (9) 市川『前掲書』五—28「廓清会矯風会廃娼連盟の連合運動趣意書」下段 3~4 行目
- (10) 伊藤『前掲書』1~2 頁
- (11) 市川『前掲書』四—22「刑法及び民法改正並びに在外売淫婦取締法制定に関する  
請願」
- (12) 市川『前掲書』四—51「廓清会趣意書及び規則・発起人」290 頁下段 10~11 行目
- (13) 伊藤『前掲書』3 頁 4 行目
- (14) 鈴木『前掲書』412 頁下段 6 行目
- (15) 市川『前掲書』五—5 319 頁 2~4 行目
- (16) 市川『前掲書』五—5 319 頁 16~17 行目
- (17) 市川『前掲書』五—5 319 頁 17~19 行目
- (18) 市川『前掲書』五—5 319 頁 4~6 行目
- (19) 市川『前掲書』五—8 325 頁 3~6 行目
- (20) 鈴木『前掲書』422 頁 11~14 行目
- (21) 藤目ゆき『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ—』  
不二出版(1997) 317 頁 3~4 行目／優生学(思想)と売春という問題に関しては、藤目の

第九章第一節 1 に詳しい。また廃娼運動そのものに対してではないが、売春防止法性定時の優生思想に基づく売買春観に関しては藤野豊『性の国家管理—買売春の近現代』不二出版（2001）の 228 頁～229 頁にて分析している。

(22) 牟田『前掲書』124 頁 3～4 行目

#### 第四章第一節 参考文献・注釈

(1) 市川房枝編集・解説『日本婦人問題資料集成 第一巻 人権』ドメス出版（昭和 53 年）七—1 参照

(2) 市川『前掲書』七—2 下段 3～4 行目

(3) 山本俊一『日本公娼史』中央法規出版（昭和 58 年）636 頁参照

(4) 住本利男『占領秘史』毎日新聞社(1952)65～72 頁

(5)(4)に同じ

(6) 丸岡秀子・山口美代子編集『日本婦人問題集成 第十巻 近代日本婦人問題年表』ドメス出版（昭和 55 年）232 頁参照

(7) 藤目ゆき『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ—』不二出版(1997)328 頁参照

(8) 藤目『前掲書』327 頁 9～12 行

(9) 市川『前掲書』七—9 参照

(10) 竹中恵美子編著『女子労働論』有斐閣(1983) 87 頁

(11) 藤目『前掲書』384 頁参照

(12) 市川『前掲書』七—15 参照

(13) 山本『前掲書』642 頁 10 行目

(14) 藤野豊『性の国家管理—買売春の近現代』不二出版（2001）185 頁、2～3 行目、法案説明にたった法務省検務長官木内曾益の発言

(15) 藤野『前掲書』237 頁参照

#### 第二節

(1) 堀場清子編者『「青鞜」女性解放論集』岩波書店（1991）321 頁 12～13 頁

(2) 堀場『前掲書』324 頁 14～21 行目

(3) 堀場『前掲書』325 頁 8～11 行目

(4) 堀場『前掲書』321 頁 5～8 行目

(5) 堀場『前掲書』329 頁 9～10 行目

- (6) 堀場『前掲書』329頁11~12行目
- (7) 堀場『前掲書』332頁11行目
- (8) 堀場『前掲書』332頁15~17行目
- (9) 堀場『前掲書』333頁行目3~4行目
- (10) 堀場『前掲書』324頁13~19行目
- (11) 藤目『前掲書』319頁12~13行目
- (12) 神近市子『神近市子自伝』(1997) 日本図書センター、263~271頁年鑑参照。
- (13) 労働省婦人少年局「売春問題の対策に関する答申書」市川房枝編集・解説『日本問題資料集成 第一巻 人権』ドメス出版(昭和53年)七一~27参照
- (14) 市川『前掲書』七一~44「売春等処罰法案審議委員会議録(その2)」646頁下段11~14行目
- (15) 市川『前掲書』七一~44「売春等処罰法案審議委員会議録(その2)」649~650頁 神近委員発言
- (16) 神近市子は1933年『性問題の批判と解決』(叢書女性論31 神近市子『性問題の批判と解決』(1996) 大空社 268頁参照)の中で、社会主義圏と資本主義圏の売買春を比較した上でロシアの売春政策は「売淫行為そのものについては(省略)彼女を罰する制度はなかった。彼女の人格を認め、彼女の境遇をその環境の故にと口し、十分の同情と敬意をもって扱う」ものであるとして、評価している。それに対し、日本の売買春政策は「私共の今日の制度は、この制度によつて利益するもの、又この制度によつて女を使用するものを罰しない。罰される者は三者の中の最も弱者であり且つ無力な売笑婦自身である」と売春女性を搾取される弱者と位置づけ、当時の神近は、売春女性が罰されないことに共感を示していたのだ。このようなラディカルな思想を売春禁止運動時にはなくしてしまっている。
- (17) 神近市子『神近市子自伝』(1997) 日本図書センター、255頁2~6行目

## 第五章 参考文献・注釈

- (1) 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館(2003)第一章、32~35頁参照
- (2) 1923年、外務省が国際連盟婦人児童保護委員会に対して行った「公娼制度ト婦人売買トノ関係ニ関スル帝国政府ノ意見」、藤野豊 第四章「廢娼と存娼—その葛藤と協調」143頁 / シリーズ近現代天皇制を考える2『大正デモクラシー・天皇制・キリスト教』新教出版社(2001)編 富坂キリスト教センター
- (3) 1982年「娼妓貸座敷営業に関する群馬県通達、甲27号」市川房枝編集・解説『日

本婦人問題資料集成 第一巻 人権』ドメス出版（昭和 53 年） 205 頁

(4) 「醜業」について「外務省訓令第一号」市川前掲書 232 頁

「醜業婦」について 1901 の内務省秘甲代 81 号「外国人娼妓不承認の件」山本俊一  
『日本公娼史』中央法規出版（昭和 58 年） 371 頁

(5) 藤野豊『性の国家管理—買売春の近現代』不二出版（2001）第三章、第二節参照

(6) 藤野豊『前掲書』第三章、第三節参照

(7) 市川『前掲書』 535 頁

#### 終章 結論 参考文献・注釈

(1) 市川房枝編集・解説『日本問題資料集成 第一巻 人権』ドメス出版（昭和 53 年）  
四—22 「刑法及び民法改正並びに在外売淫婦取締法制定に関する請願」参照

(2) 橋爪大三郎「売春のどこがわるい」江原由美子編著『フェミニズムの主張』勁草書房  
（1992） 19 頁 3 行目

(3) 橋爪「前掲論文」 19 頁 9~10 行目

(4) 上野千鶴子『発情装置—エロスのシナリオ』（1998）筑摩書房 23 頁 8~9 行目

(5) 加藤秀一『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか』（2004）ちくま新書 139 頁 7 行目

(6) 宮淑子「性の自己決定とフェミニズムのアポリア」宮台真司（1998）紀伊国屋書店 85  
頁 7~18 行目（『We』（1997 年 8・9 号）孫引き）

(7) 上野『前掲書』 24 頁 15~16 行目

(8) 上野『前掲書』 25 頁 2~3 行目